

明るい社会をめざして

同和問題(部落差別)の解決のために

— 解説編 —

令和8(2026)年3月



東京都

人権の尊重————それは
あなたが 私が そしてみんなが
幸せに生きていくために欠かせないもの

でも 現実には 差別され
人権を侵されることが私たちの社会にはあります
同和地区の出身という理由で差別をうける同和問題は
重大な人権問題です

この問題を解決するために もっとも大切なこと
それは 私たち自身が
人権の尊重される社会をつくるために
何をすればよいのか
一人一人が真剣に考え 実行することにあります

まえがき

人権とは、誰もが生まれながらに持っている権利であり、幸せに生きるために、尊重しなくてはならないものです。

「世界人権宣言」では「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれています。

わが国の憲法でも、すべての国民は、法の下に平等であり、人種や性別、社会的身分などによって差別されないことや、教育を受け、職業を自由に選ぶ権利があること、お互いの意思で結婚できることなどが保障されています。

しかし、現実には、人権侵害を受けている人々がいます。同和地区出身という理由だけで、就職や結婚などで差別されたり、誹謗・中傷する内容の落書きやインターネット上の書き込み、差別につながるおそれのある身元調査や土地調査などの事象は未だに後を絶ちません。

東京都は、同和問題（部落差別）の解決を都政の重要な課題として捉え、様々な取組を行ってきました。今後も、「東京都人権施策推進指針」、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」及び平成 28(2016)年 12 月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」等に基づき、同和問題に関する差別意識の解消に向けて、都民一人一人の同和問題についての理解と認識が深まるよう、様々な啓発や相談に取り組んでいくとともに、学校教育及び社会教育を通じて、同和問題の解決に向けた取組を推進していきます。

差別や偏見をなくし、誰もが個性や能力を十分に発揮できる社会を築くには、都民の皆様が同和問題を自らの問題として考え、解決に努めてくださることが大切だと考えます。

この冊子は、そのための一助となるよう作成しました。ご活用いただければ幸いです。

令和 8（2026）年 3 月

東京都総務局人権部

目次

同和問題（部落差別）の解決のために	4
同和問題（部落差別）とは	4
1 東京の同和問題	4
2 就職にかかわる差別	5
3 結婚に見られる差別	6
4 差別につながる調査	6
5 差別的な落書きなど	8
部落差別の歴史	9
1 日本の身分制度	9
2 近世封建社会と被差別部落	9
3 江戸の町と被差別民	10
4 身分差別との闘い	11
5 明治維新と「解放令」	12
同和問題（部落差別）の解決に向けて	14
1 自由民権運動から解放運動へ	14
2 全国水平社の創立	15
3 同和問題解決のための運動と答申や法律	17
(1) 人権保障への拡がり	18
(2) 答申や法律	19
4 東京都の取組	23
様々な人権問題の解決に向けて	29
1 様々な差別	29
2 国際的な人権保障	29
3 人権教育のための国連10年	31
4 人権教育のための世界計画	32
5 東京都における人権施策の推進	32
東京都における人権啓発・人権教育	33
1 啓発	33
2 教育	34
3 研修	34

4 東京都人権プラザ	35
5 公益財団法人 東京都人権啓発センター	35
えせ同和行為について	36
資 料	
年 表	48
＜基本的人権＞	
• 世界人権宣言（抜粋）	50
• 日本国憲法（抜粋）	52
＜国の答申・法律など＞	
• 同和对策審議会答申－昭和40年8月（抜粋）	53
• 地域改善対策協議会意見具申－平成8年5月（抜粋）	59
• 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 －平成9年7月（抜粋）	71
• 人権擁護推進審議会答申－平成11年7月（抜粋）	75
• 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 －平成12年12月	83
• 人権教育・啓発に関する基本計画 －平成14年3月（抜粋）	85
• 部落差別の解消の推進に関する法律－平成28年12月	89
• 人権教育・啓発に関する基本計画（第二次） －令和7年6月（抜粋）	91
＜東京都の答申など＞	
• 東京都同和问题懇談会答申－昭和53年7月（抜粋）	95
• 東京都人権施策推進指針－平成27年8月改定（概要）	98
• 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の 実現を目指す条例－平成30年10月（抜粋）	116
• 人権に関する都民の意識調査－令和6年度調査（抜粋）	118
＜公正採用選考＞	
• 公正採用選考に関する労働大臣の要請文	123
• 公正採用選考に関する東京都労働経済局長の要請文	126
同和问题(部落差別)についてもっと知りたいときは	128

同和問題(部落差別)の解決のために

同和問題(部落差別)とは

同和問題(部落差別※①)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づけられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れているわが国固有の重大な人権問題です。

現在もなお、同和地区(被差別部落)の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

封建時代において、えた、ひにん等と呼ばれていた人々は、武具・馬具や多くの生活用品に必要な皮革をつくる仕事や、役人のもとで地域の警備を行うなど、生活に欠かせない役目を担っていましたが、住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。

それらの人々が、住まわされていたところが「同和地区(被差別部落)」、それらの人々に対する差別が「部落差別」といわれています。

※① 部落とは、一般的には集落を意味しますが、被差別部落の略称としても用いられます。

「同和」という言葉は、昭和天皇即位時の詔勅中の名辞「……人心^{じんしん}惟^こレ同^{おな}シク民風^{みんぷう}惟^こレ和^わシク^{あまね}一^{いっ}視^し同^{どう}仁^{じん}ノ化^かヲ宣^{のたま}ヘ……」から作られたものといわれています。

昭和期以降、行政では、部落問題のことを同和問題というようになっています。

同和地区とは、被差別部落を指す行政用語ですが、被差別部落のうち、法律によって国が同和对策事業の対象地区として指定していた地域をいう場合もあります。

1 東京の同和問題

大正 10(1921)年の内務省調査によると、東京府内の被差別部落は、地区数 46、戸数 1,651、人口 7,658 となっています。また、昭和 10(1935)年の財団法人中央融和事業協会の調査では、地区数 20、戸数 1,378、人口 7,248 となっています。

しかしながら、「歴史的にかつて存在した同和地区も現在では、旧態のまま存在しているところは少なく、関東大震災や戦災等によって形態が崩壊・変化し」さらには、戦後の東京への人口集中により、「混住化がすすんで、明確な把握が極めて困難※②」

になっています。

※② 東京都同和問題懇談会答申（昭和53年7月21日）
「第2・東京都における同和問題の現状とその対応」より

しかし、明確な把握が極めて困難だとはいえ、都内の一部には歴史的社会的沿革から同和問題を内包している地域が存在しています。

また、高度経済成長期以降、東京への人口集中が進み、他府県から移り住んだ人々のなかには、同和地区出身の人も少なくないと推定されます。

同和問題は、東京における現実の問題です。

2 就職にかかわる差別

東京の同和問題の特徴の一つとして、就職差別をはじめとする企業にかかわる差別事象があげられます。

昭和50（1975）年、全国の被差別部落の新旧地名や戸数、職業等を記載した「部落地名総鑑」の存在が明らかになりました。9種類が確認され、購入したことが判明した企業は、全国で約200社、東京でも約50社を数えました。こうした出版物は、就職の機会を奪い、様々な差別を助長するきわめて悪質な差別図書として、発行者はもとより購入した企業の社会的責任が厳しく問われました。

最近も、電子データ版の部落地名総鑑が発見されています。

過去においても、東京のある会社では営業所長用の研修テキストの中で、社員に採用すべきでない者の第一番目に、同和地区出身者をあげているという事象も発生しています。

また、ある会社の東京工場では、パート社員の採用に当たって、会社独自の履歴書（社用紙）に家族の職業などを記載させ、面接で仕事にかかわりのない配偶者の勤務先や戸籍に関する質問をするなどして、就職を断念させた例もあります。

東京には企業の本社が集中しているため、このような事象は、全国的に影響を与える結果になります。

こうした就職差別をなくすために、全国的に統一された応募書類の様式※③が定められ、企業はそれ以外のものの提出を求めてはならないこととされています。また、応募者本人の適性や能力が評価され、正しい採用選考が行われるよう、指導が続けられて

います。

東京都も平成12（2000）年度から、6月を「就職差別解消促進月間」として、様々な取組を行っています。

しかし、統一用紙の趣旨に反して会社独自の用紙を使用し、本籍地や家族の職業など本人の適性や能力に関係のないことを記入させたり、また、面接時にたずねたりする例が未だにあります。

採用は、本人の仕事への適性や能力のみで決められるべきものです。

- ※③ 新規高等学校卒業予定者用には「全国高等学校統一用紙」が、新規中学校卒業予定者用には「職業相談票（乙）」が定められています。新規大学卒業予定者には「標準的事項の参考例」の様式が示されています。これらの用紙は本籍地や家族構成の記述を求めないなど、就職差別解消のための様式となっています。また、一般応募者については、「厚生労働省履歴書様式例」の使用を推奨しています。

3 結婚に見られる差別

同和地区出身の人々に対する結婚に係る差別意識は根深く残っています。

もちろん、障害を乗り越えて結婚する人たちも増えていますが、自分の交際相手が同和地区出身であることがわかった場合、結婚しないという人や、自分の子供の交際相手が同和地区出身であることがわかった場合、結婚に反対するという親もいます。※④

結婚は、結婚するふたりの意思によるものであり、日本国憲法でもその権利と自由が保障されています。

- ※④ 令和6（2024）年度に東京都が都民を対象に行った「人権に関する都民の意識調査」では、同和地区の人の結婚を親や親戚から強く反対されたらどうするかについて、13.4%が「結婚しない」（「家族や親戚の反対があれば結婚しない」7.8%、「絶対に結婚しない」5.6%）と答えています。
(p120参照)

また、令和4（2022）年8月に内閣府が全国で行った「人権擁護に関する世論調査」では、部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったことはどのようなことが聞いたところ、「交際や結婚を反対されること」を挙げた者の割合が40.4%と最も高くなっています。

4 差別につながる調査

就職や結婚のときなどに、調査会社などを使って出身地や家族

の状況を調べる**身元調査**は、人権を侵害し、差別につながるおそれのあるものです。都内でも、このような調査が明らかになっています。

例えば、職務上認められている権限を悪用し、弁護士や行政書士、司法書士等が不正に取得した戸籍謄本等を調査会社に渡したりするといった事件も後を絶ちません。

過去には、企業が調査会社に依頼して、就職希望者の家族状況などを調べるという事件がありました。平成10(1998)年にも、ある調査会社が身元調査を行っていたことが明らかになり、この事件に関連して、当時の労働大臣、東京都労働経済局長は、公正採用選考の確保の観点から、経済団体や事業主に対し、この問題の重大性の認識と再発防止の徹底について要請しました。※⑤

※⑤ 労働大臣要請文 平成11年4月1日(p123参照)

東京都労働経済局長要請文 平成11年5月17日(p126参照)

このような身元調査は、本人の職務遂行能力とは直接関係のないものです。身元調査の結果には、無責任な風評や予断、偏見といったものが入りやすく、真実がゆがめられて報告されることが少なくありません。また、それらの内容によって採否を決めることは、基本的人権を保障した日本国憲法の精神に反するものです。採用選考は、応募者の適性と能力により公正に行われることが何よりも重要であり、このことが人権尊重の精神に沿うものです。

調査会社などにこのような調査を頼む人や企業などに問題があるのはもちろんですが、近所の人や、友人が調査に協力しないことも大切です。

差別につながるおそれのある**土地調査**も後を絶ちません。最近でも、マンション建設などに際して、調査会社が差別につながりかねない土地調査を行い、依頼主の開発業者等に報告した事例や、不動産業者が地方自治体の窓口で、同和地区に関する問い合わせを行う事例がありました。

不動産業者を含め、すべての都民が同和問題について正しい理解を持った上で、差別につながる行為を行わないことが大切です。

5 差別的な落書きなど

駅や公園などの公共施設などで、同和地区出身者に対する差別的な落書きや貼り紙が最近でも見つかっています。

平成15（2003）年から翌年にかけては、都内に住んでいる同和地区出身者やその住居の周辺住民などに、殺す、死ぬというような表現を用い、誹謗・中傷・脅迫を内容としたはがき等が大量に送られたり、個人の名をかたった商品購入などの嫌がらせが行われるという事件が起きました。

この事件の犯人は逮捕され、被害者の受けた恐怖感や精神的苦痛は大きいとして、実刑判決が言い渡されました。

また、インターネットの掲示板に部落の地名などと称して差別的な文章が書き込まれることや、不当な差別的取扱いを助長、誘発する目的で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。

一度書き込まれた内容は、瞬時に広範に広まってしまい、情報がひとり歩きするおそれがあります。

これらは、同和地区出身者の人々を傷つけ、平穏な生活を脅かすばかりでなく、そのままにしておくことと差別意識を拡大してしまうおそれがあります。※⑥

このような行為は決して許されるものではありません。見逃さないことが大切です。

東京都は、国や区市町村とともに、このような差別行為の解消に向けて啓発や相談などに取り組んでいます。

※⑥ 平成28(2016)年、戦前に作成された全国の同和地区の地名等を記載した「全国部落調査」の復刻版を出版することやその内容等が、ウェブサイトに掲載されたため訴訟が提起され、令和6(2024)年12月、最高裁決定により、出版禁止、情報の削除、損害賠償等を命じる令和5(2023)年6月の東京高裁判決が確定しました。

高裁判決では、憲法13条、14条1項の趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるというべきである、とされています。

部落差別の歴史

1 日本の身分制度

日本における身分制度は、人々を「良民」身分と「賤民」身分に分けた古代律令制に始まります。しかし、これは平安時代後期以降、律令制の衰退とともに崩れていきました。中世にも賤視された人々がいましたが、それは制度として固定されたものではなく流動的なものでした。

特に戦国時代は出身にかかわらず実力のある者が台頭する下克上の時代でした。そのなかで全国統一を果たした豊臣秀吉は、農民の出身で一向一揆などに現れた民衆の力をよく知っていたので農民から刀や槍などの武器をとりあげる「刀狩^{かたながり}」を行って武士が武力を独占するようにしました。

また、全国の田畑の面積や等級、収穫高を調べて年貢負担の責任者を明らかにする「太閤検地^{たいこうけんち}」を行い、農民が土地を離れることを禁じました。

こうして、武士と農民・町人、町と村とをはっきりと分けることによって近世封建社会の基礎を築いたのです。

2 近世封建社会と被差別部落

徳川幕府は、秀吉の政策をさらに進めていきました。その過程で、歴史的、社会的な経緯で差別されていた人々を次第に身分として固定化し、様々な人々をそこに組み込みました。※⑦

※⑦ この身分の人々に対する「えた、ひにん」などの差別呼称は、当時の社会に浸透していた中世以来の差別意識によるものです。

この人々は、次第に服装や交際などの生活全般を制限されるようになり、村の行政から排除されるなど周囲の民衆からも様々な差別を受けるようになりました。当時の支配者（武士）は、民衆が持っていた差別意識を利用し、農民や町人の違和感や差別感を募らせるようにしました。※⑧

※⑧ 同和对策審議会（以下「同対審」という。）答申は、「同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規

制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。」と述べています。

現在、研究者の間では、被差別部落の成立に当たっての権力の関与の程度や、制度化された時期についての論議が進められています。

どのような人々が被差別身分に組み込まれたかについては、研究の途上で、現在までの研究では、中世末期の被差別民を含む様々な階層の人々の一部が組み込まれたものと考えられています。

その結果、これらの人々は、権力と民衆による二重の差別を受けることになったのです。

このようにして確立された近世封建社会では、身分を変えることはできないと考えられており、人々は「身分相応」に生きることが求められました。さらに、それぞれの身分はそのなかで細かく分けられ、主従関係を中心とする縦の関係に組み込まれていたのです。

幕藩体制は、少数の武士が農民や町人を支配する体制です。しかし、商品経済が発達するにしたがって、町人、特に大商人が経済の実権を握るようになりました。農村では自給自足の体制が崩れ貧富の差の拡大、藩財政の困窮など幕藩体制の矛盾が深まりました。こうした背景のなかで江戸中期以降、農民一揆が多発するようになります。

そこで、幕府や藩は、被差別部落に対する差別政策を強化することによって体制を維持しようとしたのです。

3 江戸の町と被差別民

江戸市中（町奉行支配地）は、今の山手線の内側ほどの広さで、位置は少し東寄りで品川や新宿、池袋は含まれず、浅草や深川が含まれる範囲でした。江戸市中の被差別民が、弾左衛門^{だんざゑもん}※⑨の「かこいうち囲内」に集められ、主に皮革関係の仕事や治安関係の役目を担っていました。

※⑨ 江戸時代、主に関八州の被差別民を支配していた「かしら頭」で、江戸市中に屋敷を構えていました。屋敷の表半分が役所で、独占権が与えられていた革作りや灯心の製造・販売、及び治安維持への動員などを行っていました。また、屋敷をとりまくように、江戸市中の被差別民が集められていました。この一

郭は堀で囲まれていたため「囲内」と呼ばれていました。弾左衛門は13代続き、明治維新をむかえます。

皮革は武具馬具や多くの生活用品を作るための必需品だったのです。また、武士の重要な仕事である治安維持の補助も被差別民の役目とされていました。

弾左衛門の「囲内」には、「猿飼」などの芸人も住んでいました。弾左衛門が、多くの芸能の営業上の監督権を持っていたからです。その他「浄瑠璃」「江戸万歳」「操」など、江戸の町の人々を楽しませていた様々な芸人も弾左衛門の支配を受けていました。江戸の伝統芸能は、こうして伝えられてきたのです。

4 身分差別との闘い

江戸時代も末期になると、全国各地で騒擾事件や騒動、一揆が多発します。武州鼻緒騒動や渋染一揆など、被差別民を中心とした騒動もこの時期に起こりました。

武州鼻緒騒動は、天保14(1843)年、武蔵国の被差別部落の人が下駄の鼻緒を売りに行った際、問屋やそこにいた人々が暴力をふるったり安く買いたたいたことをきっかけに起こりました。鼻緒は周辺の農民が副業として作っていたもので、被差別部落の人々が買い集めて問屋に納めていました。

人々の抗議により仲裁が行われ被差別部落の側の主張が認められました。しかし、問屋側はこれに不満で村役人らとともに幕府に訴え出ました。事件は被差別部落と周辺の農民との争いになったのです。ついに村は武装して幕府に対抗することになります。

一度は平和解決をみたのですが、その後、幕府側は村を襲い関係者を捕縛します。騒動の中心人物の多くが捕らえられて獄中死するという結果となってしまいました。

渋染一揆は、安政3(1856)年、岡山藩による身分差別強化の政策に反対して藩内の被差別部落の人々が起こした一揆です。

岡山藩は29か条の儉約令を出しました。その最後の5か条が、被差別部落の人々のみを対象としたもので、渋染・藍染以外の着物や紋付きを着てはならない、傘や下駄を使ってはならない、農

民に出会ったら裸足であいさつするように、などといったものでした。

藩内 53 の被差別部落の代表者が寄り合い、俵約令の受入れ拒否を確認します。嘆願書を作成し藩の筆頭家老に強訴、差し出しに成功します。その結果、俵約令は実施されないことになったのです。

5 明治維新と「解放令」

明治新政府は、「富国強兵」の早期実現を目指し、「文明開化」「殖産興業」などの諸政策を強力に進めました。これが「明治維新」です。

「富国強兵」のためには封建的な制度を廃止し、職業選択や移転の自由などを認めることによって経済活動を活発にすることが必要でした。そこで政府は明治 2（1869）年から封建的身分廃止の政策^{※⑩}を実施しました。その一環として明治 4（1871）年、太政官布告による「解放令」が公布されました。これは「えた、ひにんなどの称を廃止するので、これからは身分、職業ともに平民と同じであること」（「穢多非人等ノ称廃セラレ候条、自今身分職業共平民同様タルヘキ事」というもので、これにより「賤民」身分は法律や制度のうえではなくなりました。

※⑩ 明治 2（1869）年に公卿と大名を華族、武士を士族と改称しましたが、「賤民」身分の廃止は「解放令」まで行われませんでした。また、華族は、明治 17（1884）年の華族令によって新たに制度化され、法律上の特権が与えられるようになるなど、不徹底な改革でした。

これに対し、「解放令反対」などを掲げた民衆の一揆が西日本各地で起こりました。租税の軽減などの公約を守らない政府への不満や、自分たちが差別してきた人々と同等になることへの不安が民衆のなかに募っていました。これらの不満や不安が複雑に重なり、一揆の矛先が被差別部落に向けられたのです。

明治 5（1872）年、わが国で最初の全国的な戸籍である「^{しん}壬申戸籍」が作られました。地方によってはここに旧身分がわかるような記載がなされているものもありました。この壬申戸籍は、昭和 43（1968）年に法務省が公開を停止するまで、結婚や就職

の際の身元調査に悪用されることがありました。

このように「解放令」は、被差別部落の人々を実質的に解放するための政策や差別意識解消のための方策を伴ったものではなく、単に蔑称を廃止し身分と職業が平民なみに扱われることを宣言したにとどまるものでした。そのため差別の実態や差別意識が解消されたわけではありませんでした。

また、かつて専管であった皮革業に大資本が参入したのをはじめ、急激な資本主義化にともなう経済変動によって、被差別部落の産業は圧迫され、人々の生活は苦しくなっていました。農村では土地を失って小作農となる人々が増え、高率の小作料を負担しなければならなくなりました。

日本の資本主義の発展は、「女工哀史」に象徴される劣悪な労働条件に支えられていました。欧米諸国に遅れて出発し国内資源も乏しい日本は、製品の価格を下げることによって輸出を拡大したのです。なかでも差別によって就職の機会を奪われていた被差別部落の人々は、低賃金、長時間、危険、有害といった労働条件であっても働かざるをえませんでした。※⑪

※⑪ このような状況のもとに石炭産業などに関連して新たな被差別部落が形成されました。

部落差別は結果として、日本の資本主義の発展に利用されたのです。そして、このような苦しい生活状態が、差別を一層強める結果となりました。

同和問題(部落差別)の解決に向けて

1 自由民権運動から解放運動へ

明治期になると、「解放令」によっても解消されなかった差別をなくすための運動が生まれてきました。

明治7(1874)年頃から始まった自由民権運動には被差別部落の人々が積極的に参加し、運動を進める力となりました。東京では、当時は神奈川県に属していた多摩地域で、山上卓樹らが神の前での平等を説くキリスト教に入信し、さらに自由民権運動に参加しました。

明治35(1902)年、岡山県に「備作平民会」が、翌年には全国的規模で「大日本同胞融和会」が結成されました。これらの部落改善団体は、差別の原因が被差別部落の生活環境にあるとして、その改善事業を行おうとするものでした。しかし、部落改善運動は差別の原因を被差別部落の側に求めたため、住民に負担と犠牲を強いるのみで、社会一般の差別意識を問題とするものではありませんでした。

「大正デモクラシー」の時代には自由主義的、民主主義的な傾向が生まれ、第1次世界大戦による物価の高騰やロシア革命(1917年)の影響もあって、労働運動、農民運動などの社会運動が盛んになりました。大正7(1918)年に起きた米騒動^{※⑫}は全国に及び、被差別部落の人々も多く参加しました。このような事態に、政府は取り締まりを強化するとともに、大正9(1920)年、内務省に社会局を設置して「地方改善費」を予算化するなどの融和政策を進め解放運動の発展を抑えようとしてきました。

※⑫ 富山県の漁村の主婦による「県外移出米積込拒否」の運動に端を発した米騒動は、わずか2か月の間に1道3府(東京・京都・大阪)38県のおよそ500か所に及び、参加者は70万人を超えました。

被差別部落の人々は、米騒動を体験することにより団結による大衆運動の大切さを学び、融和的な考え方や政策では問題は解決しないことを自覚するようになりました。そして団結して自分た

ちの力で部落差別をなくそうという考えが強まりました。

2 全国水平社の創立

大正 11 (1922) 年 3 月 3 日、京都の岡崎公会堂で「全国水平社」の創立大会が開催されました。全国各地の被差別部落から約 2 千人が結集し、綱領と決議及び「水平社宣言」を採択しました。

綱 領

- 1 吾々特殊部落民※^⑬は部落民自身の行動によつて絶対の解放を期す
- 2 吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す
- 3 吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向つて突進す

(現代漢字及びかなづかいによる)

※^⑬ 明治期、行政によりつくられた差別呼称。この語の使用は部落外の人々に被差別部落への差別観を植付け、強化することになりました。

「水平社宣言」と「綱領」では、この語を用いていますが、これはこの呼称によって差別されてきた人々が運動に対する決意を示したものと考えられています。同時に採択された「決議」には、「吾々に対し穢多及び特殊部落民等の言行によって侮辱の意志を表示したる時は徹底的糾弾を為す」とあります。

水平社宣言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒瀆されてゐた罰であつたのだ。そしてこれ等の人間を勦るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴仰者であり、實行者であつた。陋劣なる階級政策の犠牲者であり男らしき産業的殉教者であつたのだ。ケモノの皮剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖い人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの

夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荆冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勦る事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讚するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正十一年三月三日

全國水平社創立大會

(ふりがなは現代かなづかいによる)

この「水平社宣言」は日本で初めての人権宣言といわれています。全国水平社の創立をきっかけとして全国各地に水平社が結成されていきました。東京では、同月中に東京水平社の活動がはじまり、大正 15（1926）年に東京府水平社連合会が結成されました。

この当時は差別の根源は個々人の意識の遅れにあると考えられていました。しかし、やがて、個人の差別意識だけでなく、それを生みだしている政治や社会の仕組みを問題とするようになりました。

大正 15（1926）年の「福岡連隊差別事件※¹⁴」では軍隊のあり方そのものが問題とされました。

※¹⁴ 大正 15（1926）年、福岡の歩兵第 24 連隊で差別事件が続発しました。これに対して全国水平社は全面的な抗議運動を展開し、農民組合や労働組合なども加わり一大反軍運動に発展しました。

また、昭和 8（1933）年には、高松地方裁判所が、結婚に際して被差別部落出身であることを相手に告げなかったのは「誘拐罪」に該当するとして、2 人の青年に懲役の判決を言い渡すという事件が起こりました。これに対して、全国的な抗議運動が続けられた結果、当時の司法省は青年の釈放と裁判関係者の処分を行いました。

水平社の運動は被差別部落の人々の基本的人権に関する自覚を促すとともに、部落差別がいかにならざるかを社会に認識させるなど、大きな役割を果たしました※¹⁵。その結果、不十分ながら行政の取組も行われるようになったのです。

※¹⁵ この水平社の精神は戦後の部落解放全国委員会に受けつがれました。

しかし、満州事変、日中戦争から太平洋戦争へという軍国主義と戦争の道を歩むようになると、政府に反対する言論や運動は事実上不可能となりました。水平社の運動もまた抑えられ、戦争への協力を余儀なくされたのです。

3 同和問題解決のための運動と答申や法律

昭和 20（1945）年、日本はポツダム宣言を受諾して連合国に降伏し、満州事変以来のほぼ 15 年間にわたる戦争に終止符が打たれました。敗戦の結果、わが国は連合国の占領下に置かれ、民主主義

の実現を目指した様々な改革が断行されました。こうしたなかで昭和21（1946）年には部落解放運動※^⑯も再発足しました。

※^⑯ 昭和21（1946）年2月に、「部落解放全国委員会」（のちに部落解放同盟と改称）が結成され、自主的な解放運動が再建されました。戦後の部落解放運動は、全国水平社運動の伝統を受け継ぎ、その経験と理論の上によって展開されました。

その後、昭和35（1960）年に「全日本同和会」が、また、昭和51（1976）年に、「全国部落解放運動連合会」（平成16（2004）年に「全国地域人権運動総連合」と改称）が結成されて、それぞれ全国的な運動が進められています。

財閥解体、農地改革※^⑰、婦人参政権の実現などの民主化がすすみ、基本的人権の尊重・国民主権・平和主義を3つの柱とする日本国憲法が制定され、華族制度も廃止されました。こうした動きのなかで、部落問題も解決に向けて大きく前進すると思われていました。

※^⑰ 農地改革により、小作農の多くは自作農になりました。しかし、零細規模の農家を除外するという通達が示されていたので、被差別部落の小作農にとっては、不徹底な改革となりました。

しかし、差別事件は全国各地で起こりました。なかでも、昭和26（1951）年、京都で起きた「オール・ロマンス事件※^⑱」は、解放運動と同和行政に大きな影響を与える出来事でした。この事件をきっかけとして行政の責任が問われ、政府や地方公共団体に対して、部落解放のための行政施策を要求する運動が拡大していきました。

※^⑱ 京都市の保健所の一職員が、雑誌「オール・ロマンス」に、被差別部落を犯罪と暴力の巣窟として描いた小説を発表しました。部落解放全国委員会は、この事件を生んだ背景には、被差別部落の劣悪な生活環境とそれを放置した行政の無策があるとして、京都市当局と交渉を行いました。その結果、水道、下水道、消火栓の諸施設、道路の整備などの遅れている地域や、長期欠席の児童・生徒の多い地域が、被差別部落と重なり、これを放置してきた行政の責任が明らかになりました。

（1）人権保障への拡がり

部落解放運動は、その運動を通じて、わが国の基本的人権の保障を大きく進めました。昭和36（1961）年3月、高知市で被差別部落の人々が中心となって「小中学校教科書をタダにする会」がつけられました。この会の人々は、憲法の学習で「義務教育は、

これを無償とする」（日本国憲法第 26 条）という規定を学び、「教科書を無償に」という運動を起こしました。この運動には教職員団体や労働組合も参加して全国的な運動へと展開し、昭和 38（1963）年から教科書の無償化が実現したのです。

また、戸籍の公開制限も、最初に、そして最も強く働きかけたのは部落解放運動でした。昭和 51（1976）年の戸籍法改正により、それまで誰にでもできた戸籍の閲覧が制限されるようになったのです。

さらに、就職に際しての公正な採用選考の必要性を提起し、要求したのも解放運動でした。これは、被差別部落の人々だけでなく、就職に際して不利な扱いを受けていた人たちにとって大きな力になりました。

（2）答申や法律

昭和 36（1961）年、政府は同和对策審議会を発足させ、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問しました。学識経験者、運動団体の代表、地方公共団体の首長などによって構成された審議会は、昭和 40（1965）年に「同和对策審議会答申」（以下「同対審答申」）を提出しました。

同対審答申は、同和問題を深刻な人権侵害の問題ととらえ、その早急な解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」という考え方を示しました。

「寝た子をおこすな」という考え方

同対審答申は、そのなかで『寝た子をおこすな』式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にとものいいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。」と述べています。

同和問題は重大な人権問題です。無関心でいることは差別の解消につながらなければかりか、人権を意識することなく、かえって差別を助長する結果をまねくことにもなりかねません。

これまでの同和对策によって、同和問題に対する国民の差別

意識は解消に向けて進んでいるものの、依然として根深く存在していることも事実です。

差別のない社会を目指すには、日常生活の様々な場に存在している差別を見逃さず、身近な問題としてとらえることが大切です。

そのためにも、地域、職場、学校など社会のあらゆる場で差別や人権について考える機会を作っていくことが不可欠なのです。

この答申を具体化するため、昭和 44（1969）年、「同和対策事業特別措置法」が制定・施行され、同和問題の解決に向けた同和対策事業の推進が、国及び地方公共団体の責務とされました。この法律の期限は 10 年間でしたが、3 年間延長されました。

その結果、同和地区の生活環境はかなり整備・改善され、住民の生活水準も向上しましたが、なお多くの問題が残されていました。その後、これらの残された課題の解決を目的として、昭和 57（1982）年に「地域改善対策特別措置法」が、同法の失効を踏まえ、昭和 62（1987）年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」、5 年間の時限法）が制定・施行され、地域改善対策事業として事業が継続されてきました。

平成 8(1996) 年 5 月、地域改善対策協議会は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」を意見具申し、地域改善対策事業の一般対策への円滑な移行、差別意識の解消にむけた人権教育・啓発の推進などを提言しました。政府は、これを尊重し、同年 7 月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」を閣議決定しました。

これを受けて、特別対策事業のうち引き続き必要と認められる 15 の事業について、一般対策への円滑な移行を図るための経過措置を講じることとして、平成 9(1997) 年 3 月 31 日、「地対財特法」の一部を改正しました。33 年間続いてきた同和地区・同和関係者に対する特別対策は、同法の平成 14(2002) 年 3 月 31 日の失効に

より終了しましたが、政府は、失効後も必要な施策を適宜適切に実行していくこととしています。

総務大臣談話

平成14年3月29日

政府は、同和問題の早期解決を図るため、昭和44年以来33年間、三度にわたり制定された特別措置法に基づく特別対策を中心に、関係諸施策を積極的に推進してまいりました。今般、最後の特別措置法「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が3月末日をもって失効しますので、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了いたします。

同和関係の特別対策は、昭和40年の同和对策審議会答申の趣旨等を踏まえ、同和地区の経済的な低位性と劣悪な生活環境を、期限を限った迅速な取組によって早急に改善することを目的として実施されてきたものであり、その推進を通じて、同和問題の解決、すなわち部落差別の解消を図るものでありました。

国、地方公共団体の長年の取組により、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も様々な創意工夫の下に推進されてまいりました。このように同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなります。

また、新しい人権救済制度の確立、人権教育・啓発に関する基本計画の策定により、様々な人権課題に対応するための人権擁護の施策を総合的に推進する等所要の取組に努めてまいり所存であります。

ここに、これまでの地方公共団体を始めとする関係各位の御尽力・御協力に対し、感謝と敬意を表します。

また、地対財特法の失効に先立って、平成9(1997)年3月、人権擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し人権の擁護に資するために、「人権擁護施策推進法」が5年の時限立法で施行されました。

この法律に基づき、「人権擁護推進審議会」が設置され、同審議会は、①人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育および啓発に関する施策、②人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策を審議し、①については、平成11(1999)年7月、②については平成13(2001)年5月に答申を提出しました。答申を踏まえ、平成12(2000)年12月には、人権教育及び人権啓発の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、同法に基づき、政府は平成14(2002)年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

平成14(2002)年3月に地対財特法が失効した後、引き続き一般対策により同和問題の解決に必要な取組を行ってきました。しかし、インターネット上で差別を助長するような内容の書き込みがされるなど、依然として部落差別が存在していることから、差別の解消に向けた国等の取組を定めた「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月に公布・施行されました。

この法律は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と示すとともに、部落差別の解消に関し、基本理念、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査^{※⑨}といった具体的施策について定めています。

※⑨ 令和2年度に調査結果が公表されました。

法務省HP「部落差別の実態に係る調査結果報告書」

(https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html)

4 東京都の取組

東京都は、法律に基づく地区指定が困難ななか、同和問題の解決のため、国の同和対策審議会答申や、東京都同和問題懇談会答申※²⁰等の精神を尊重し、同和対策に係る特別法の趣旨に沿って「人権と教育」「産業と労働」「生活と環境」を柱とした総合的な施策を東京の実態に即して実施してきました。

※²⁰ 東京都同和問題懇談会は、知事の諮問機関として昭和51(1976)年に設置され、昭和53(1978)年、「東京都における同和行政の基本的あり方について」を答申しました。

平成8(1996)年5月に地域改善対策協議会から意見具申が出された後は、同年11月及び平成9(1997)年12月に東京都同和対策本部会議を開催し、国の地域改善対策特定事業に対応しない都の同和対策事業については一般対策により対応する、一般対策に類似の施策がないものについては終了する、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、人権教育、人権啓発に発展的に再構築するなどの新たな同和対策事業の方向を定め取り組んできました。

その後、平成12(2000)年11月には、新しい東京をつくっていくためには、基本的人権の尊重を基礎とした社会ルールを確立することが必要であるとの認識などから、東京における人権問題の解決をめざして、総合的な人権施策を推進することとし、「東京都人権施策推進指針」を策定しました。

平成14(2002)年3月31日には、「地対財特法」が失効することを踏まえ、特別対策として実施してきた同和対策事業は終了し、今後は同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発を主たる課題として取り組むとした「同和問題解決のための取組に関する基本方針」を定めました。

また、平成27(2015)年8月に「東京都人権施策推進指針」を改定しました。新しい指針では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指すこととしているとともに、人権を取り巻く状況が複雑多様化していることを踏まえ、新しい人権課題を取り上げています。

さらに、平成30(2018)年に、いかなる種類の差別も許され

ないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市の実現を目的とした「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定しました。

現在、「東京都人権施策推進指針」、「同和問題解決のための取組に関する基本方針」及び「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」並びに「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、同和問題の解決に向け取り組んでいます。

都の同和対策の今後の方向について

〔平成8年11月28日
東京都同和対策本部会議決定〕

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和62年法律第22号)は、平成9年3月31日限り、その効力を失うこととされている。国の法期限後の対応については、地域改善対策協議会が平成8年5月17日「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を行い、これを踏まえ、平成8年7月26日「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」の閣議決定がなされた。

都は同和問題の解決が国民的課題であり、行政の責務であるとの認識の下に、法律や各種答申等の精神を尊重し、都の実態に即して昭和43年以来同和対策事業を推進してきた。

都としては、これまでの同和対策事業の成果及び現状を踏まえるとともに、地域改善対策協議会「意見具申」、閣議決定の内容及び国が法的措置や行財政的措置を講じるに至った経緯等を十分に考慮して、現行同和対策事業の平成9年度以降の方向について、別紙のとおり定める。

(別紙)

平成9年度以降の都の同和対策事業の方向

I 基本的考え方

- 1 国の地域改善対策特定事業に対応した都の同和対策事業については、原則として国の方針に沿って対応する。
- 2 国の地域改善対策特定事業に対応しない都の同和対策事業については、これまでの成果や閣議決定の趣旨を踏まえ、一般対策により対応する。

なお、一般対策に類似の施策がないものについては、原則として平成8年度末で終了するが、そのうち、激変緩和措置を講ずる必要のある事業については、最長5年間の経過的措置を設け終了する。

II 主要事業の方向

- 1 環境改善計画については、東墨田、荒川、練馬の3地区で行ってきたが、練馬地区については平成6年度に計画事業を終了し、残る2地区の計画事業も概ね完了するため、平成8年度末をもって終了する。

ただし、既に着手済みのもので、平成8年度末までに完了できない事業については、5年間に限り財政措置を考慮する。

- 2 産業労働基本計画については、15年間にわたりその事業を推進してきた結果、一定の基礎的諸条件の整備が図られたことから、平成8年度末をもって終了する。

産業労働基本計画に基づき実施してきた事業については、地場産業振興の観点をも踏まえ、上記Iの基本的考え方により対応する。

- 3 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発については、その果たすべき役割の重要性を十分認識して、創意・工夫をこらして充実に努める。

このため、「人権教育のための国連10年」に関連する、人権教育・人権啓発の事業への再構成への動きや、国における行財政的措置などにも留意して、今後の施策の方向を検討する。

- 4 属人的事業については、同和地区出身者の生活の安定・向上に寄与してきており、一定の成果をあげてきた。個々の属人的事業の今後の取扱いについては、利用状況等を勘案して、上記Iの基本的考え方により対応する。
- 5 東京都産業労働会館及び（財）東京都同和事業促進協会については、平成9年度に庁内に検討組織を設置し、都全体の同和対策事業の方向を踏まえて、そのあり方を検討する。

都の今後の同和対策について

〔平成9年12月25日
東京都同和対策本部会議決定〕

都は同和問題の解決が国民的課題であり、行政の責務であるとの認識の下に、昭和43年以来法律や各種答申等の精神を尊重し、都の実態に即して同和対策事業を推進してきた。

平成8年度には、「都の同和対策の今後の方向について」を決定したところであるが、その際、平成9年度の検討課題とされた同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発の施策及び東京都産業労働会館、財団法人東京都同和事業促進協会について、別紙のとおり定める。

（別紙）

主要事業の今後の方向

(1) 同和問題の教育・啓発の施策について

同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発については、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）及び「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等を踏まえ、これまで都が行ってきた同和教育・啓発の経緯を十分認識しつつ、また、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、一般対策として人権教育、人権啓発に発展的に

再構築する。

同和問題の教育・啓発は、今後、人権尊重の意識の高揚を図る観点から、人権問題として普遍的な視点から捉える手法や同和問題の視点から捉える手法により、個々の事業に創意工夫をこらして、総合的かつ効果的な推進を図るものとする。

(2) 東京都産業労働会館、(財)東京都同和事業促進協会について

東京都産業労働会館（以下「産労会館」という。）及び(財)東京都同和事業促進協会（以下「同促協」という。）については、上記「同和問題の教育・啓発の施策について」の今後の方向に沿い、同和問題をはじめとする人権全般の啓発等を推進するため、両者の機能を整理統合する。

同促協は、「(財)東京都人権啓発センター」（仮称、以下「センター」という。）に改組し、同和問題をはじめとする人権問題の解決に資するため、人権に関する教育、啓発及び人権の擁護等の事業を実施する。

今後、センターの体制整備に対応して、研修の受託・実施、人権問題に係る調査研究及び区市町村等からの事業受託などの新規事業を展開していく。

なお、現在、実施している皮革関連産業振興事業については、縮小・廃止の方向で検討する。

産労会館の事業は、センターに事業委託等を行うものと、労働経済局が実施するものに整理する。

普及啓発事業については、センターの事業目的に即して、センターの自主事業または受託事業とする。

また、会館施設の利用提供、相談、社会教育講座等の事業については、センターの受託事業等とする。

職業訓練・向上訓練、技術指導・依頼試験等の事業については、当面、労働経済局が産労会館内で実施するが、その後の事業展開については、実施場所を含め引き続き検討する。

(3) 実施時期

原則として平成 10 年度中に実施する。

同和問題解決のための取組に関する基本方針

[平成14年3月31日]

1 基本的考え方

都は「対象地域」の指定が困難な中で、法律や答申等の精神を尊重して同和対策を推進してきた。現在は、平成8年5月の地域改善対策協議会意見具申及び同年7月の閣議決定を踏まえた東京都同和対策本部会議決定に基づいて同和対策事業を実施しているところである。

平成14年3月31日に地対財特法が失効することを踏まえ、平成14年度以降の同和問題解決のための取組の基本的考え方は次のとおりとする。

- (1) 特別対策として実施してきた同和対策事業は、地対財特法が失効する平成13年度末をもって終了する。
- (2) 平成14年4月以降も同和問題を早期に解決するための取組を推進することとし、一般対策において必要な施策を講ずる。
- (3) この取組は、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発を主たる課題とする。

2 同和対策事業の取扱いについて（略）

3 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発について

同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発については、「東京都人権施策推進指針」の基本的な考え方に基づくとともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本理念を踏まえ進めていく。

様々な人権問題の解決に向けて

1 様々な差別

日常生活に目を向ければ、そこには様々な差別があることに気づきます。

部落差別、性による差別、民族・人種差別、障害者差別、思想・信条による差別、HIV感染者やハンセン病患者・回復者への差別など、社会的に不公正な事象が数多くあります。

差別は、それぞれ態様を異にしていますが、社会の矛盾や不合理と結びついて存在しているという点で共通しています。また、すべての人に保障されている自由と権利が侵害されているという点でも共通しています。

部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし、みんなの幸せを実現するためには私たちの日々の努力が大切です。

2 国際的な人権保障

多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした二度の世界大戦への反省から、第二次大戦後、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まりました。そして、昭和23(1948)年12月10日、国際連合第3回総会において「世界人権宣言」が採択されたのです。

この宣言は法的拘束力を持ちませんが、道義的な努力目標をうたった世界初の人権宣言として意義あるものです。

その後、法的拘束力を持つ条約の制定が課題となり、18年にわたる論議を経て、国際連合は昭和41(1966)年12月、第21回総会で「国際人権規約」を採択しました。しかし、この規約の発効まではさらに10年の年月を要しました。

昭和51(1976)年1月に「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」が、同年3月に「市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）」とその選択議定書が発効しました。

A規約は、労働条件、労働組合、社会保障、家庭の保護、健康、教育と文化生活等に関する権利を差別なく完全に実現すること

を加盟国に義務づけています。またB規約は、個人に移動の自由、法の下での平等、思想・信条の自由、集会・結社の自由、プライバシー、名誉及び信用の尊重などの権利を認め、加盟国に条約実施状況の報告を求めるほか、規約の人権委員会の審議権を受諾した国については条約違反があった場合に他の加盟国の通報、議定書加盟国については国内救済が得られない場合に被害者個人からの通報により、同委員会が審議することを定めています。

わが国は、昭和54(1979)年6月に、A規約中、公の休日についての報酬、ストライキ権、中等・高等教育の無償化の3点を留保し（中等・高等教育の無償化は2012年留保撤回）、両規約を批准しましたが、議定書については未批准となっています。

その後、国際連合は国際人権年や国際婦人年、国際児童年、国際障害者年などを決議し、人権の擁護、尊重の気運を国際的に高めてきました。

昭和54(1979)年の第34回総会では、世界中に依然として女性差別が存在していることを指摘し、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択しました。わが国は、昭和60(1985)年にこの条約を批准しています。

また、平成元(1989)年の第44回総会では「児童の権利に関する条約」を採択しました。わが国は、平成6(1994)年にこの条約を批准しています。

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」についても、わが国は平成7(1995)年に加入しました。この条約は、ネオ・ナチズムの活動がヨーロッパを中心に続発したこと、南アフリカにおいてアパルトヘイト政策がとられていたこと等を背景に、昭和40(1965)年の第20回総会において採択されたものです。加盟国は、人種差別の撤廃と人種間の相互理解の促進をめざす政策をとることを約束しています。

わが国は、これらの条約のほか、「人身売買及び他人の売買からの搾取の禁止に関する条約」「難民の地位に関する条約」などを批准しています。

今、ますます国際的な人権保障の動きは高まってきています。わが国も多くの人権に関する条約に加盟し、人権尊重を推進する

ことを世界に約束しています。こうしたわが国に、固有の重大な人権侵害である部落差別が未だに存在することは、許されるものではありません。また、様々な人権侵害が起きていることも問題です。

3 人権教育のための国連10年

国際連合は、平成7(1995)年から平成16(2004)年を「人権教育のための国連10年」とし、人権教育を広め深めることを宣言しました。

これを受け、政府は内閣に推進本部を設置し、平成9(1997)年7月に『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画（以下「行動計画」）を取りまとめました。

「行動計画」には地域改善対策協議会意見具申における「平和のないところに人権は存在し得ない」「人権のないところに平和は存在し得ない」「今や人権尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある」という認識の上になつて、国内に依然として存在する様々な人権問題の解決に向けた取組をあらゆる場を通じて積極的に行うことが明言されています。

さらに、人権教育の推進にあたっては、検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、警察職員など、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修において、人権教育の充実に努めるとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人など、解決すべき課題を列挙し、それぞれの具体的な推進の方向性について言及しています。

そして、「行動計画」の実施にあたっては、人権擁護施策推進法に基づき設置された「人権擁護推進審議会」における検討結果を反映させるとされました。

平成12(2000)年12月には、「人権擁護推進審議会」の答申を踏まえ、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、平成14(2002)年3月には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

4 人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年」が平成16（2004）年で終了することを受けて、国連は平成16（2004）年12月の総会で、引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、平成17（2005）年1月から「人権教育のための世界計画」を開始する決議を採択しました。

この決議に基づき、平成17（2005）年から平成19（2007）年までの3年間を第1段階とし、初等中等教育における人権教育に焦点を絞った行動計画が策定されました（その後2年間延長）。第2段階として、平成22（2010）年から平成26（2014）年までの5年間、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権研修のための行動計画が策定されました。第3段階として、平成27（2015）年から平成31（2019）年までの5年間、最初の二段階の実施の強化並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権訓練を促進する行動計画が策定されました。第4段階として、令和2（2020）年から令和6（2024）年までの5年間、「青年のための人権教育」をテーマとして行動計画が策定されています。

5 東京都における人権施策の推進

東京都では、人権施策の基本理念や基本的な考え方を示す「東京都人権施策推進指針」を平成12（2000）年に策定し、平成27（2015）年8月に改定しました。

新しい指針では、人権を取り巻く状況が複雑多様化している状況を踏まえ、新しい人権課題に対応するとともに、「啓発・教育」、「救済・相談」、「支援・連携」の三つの観点から総合的かつ効果的、効率的に人権施策を実施し、人権尊重の理念が浸透した社会を実現するための取組を推進していくこととしています。

また、平成30（2018）年に、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市の実現を目的とした「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、必要な取組を推進しています。

東京都における人権啓発・人権教育

東京都は、平成10(1998)年4月から、同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発について、一般対策として人権教育及び人権啓発に再構築して実施しています。

また、「地対財特法」の失効を踏まえ、平成14(2002)年3月31日に「同和問題解決のための取組に関する基本方針」を定め、差別意識の解消に向けた教育及び啓発を主たる課題とする、としました。更に同年12月には、啓発の今後の方向を示した「同和問題に関する差別意識の解消にむけた啓発の基本的考え方」をまとめました。

現在、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権問題の解決を目指して、学校教育及び社会教育の場で人権教育を実施するとともに、啓発にあたっては、人権啓発の中で同和問題についての理解を深められるよう努めています。

次に、人権施策の体系である啓発、教育、研修に分類して、主なものを紹介します。

1 啓発

(1) 啓発行事の実施

- 憲法週間事業(5月)、人権週間事業(12月)
- ヒューマンライツ・フェスタ東京
- Jリーグ等スポーツ組織と連携した啓発
- 小学校と連携した啓発活動等

(2) 広報、啓発冊子の発行等

- スポット広告放送(テレビ・ウェブ)等
- 「広報東京都」人権特集(12月)等
- 啓発冊子 同和問題啓発冊子「明るい社会をめざして」
人権問題啓発冊子「みんなの人権」等
青少年指導者向け啓発冊子「人権尊重の社会」
企業向け啓発冊子「採用と人権」等
- インターネットの活用(X(旧ツイッター)、動画配信等)

- (3) 講演会等の開催
 - 「同和問題とえせ同和行為に関する講演会」等
- (4) 就職差別解消に向けた啓発の実施
 - 企業に対する啓発
 - 就職差別解消促進月間行事(6月)
- (5) 東京都人権プラザの設置
- (6) (公財)東京都人権啓発センターへの支援

2 教育

- (1) 人権教育の推進
 - 指導資料の作成・活用
「人権教育プログラム」(学校教育編、社会教育編)
 - 学習資料の作成・活用
「みんなの幸せをもとめて」(社会教育)、教材ビデオ
 - 人権尊重教育推進校の設置
(対象：公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、
高等学校、中等教育学校、特別支援学校)
 - 区市町村教育委員会が行う人権学習の促進(調査研究事業の実施)
 - 人権教育資料センターの運営
- (2) 人権教育の研究
 - 研究推進事業(学校教育)の推進
 - 私立学校の研究への助成(人権教育研修会及び研究会等)

3 研修

- (1) 東京都職員に対する研修
- (2) 研修講師の養成
- (3) 社会福祉従事者に対する研修
(対象：社会福祉事業従事者及び民生・児童委員)
- (4) 青少年育成地域指導者に対する研修
(対象：区市町村の青少年育成地域指導者及び区市町村青少年行政主管課職員)
- (5) 教育関係者に対する研修

4 東京都人権プラザ

東京都は、同和対策の推進のため、昭和47(1972)年7月に東京都産業労働会館を設置しました。

この会館の果たしてきた役割等を踏まえ、東京都は東京都人権施策推進指針に基づき、都民の人権が尊重される社会の実現に寄与するため、会館を改修・整備して平成14(2002)年1月に東京都人権プラザを開設しました。

- 所在地 東京都港区芝2-5-6 芝256スクエアビル1・2階
主な事業は、128・129頁参照

5 公益財団法人 東京都人権啓発センター

(公財)東京都人権啓発センターは、東京都の人権施策を補完・代替し、人権問題に関する普及啓発などを行う目的で、東京都産業労働会館と(財)東京都同和事業促進協会の機能を整理統合し、平成10(1998)年に東京都が財団法人として設立した団体です。同センターは、公益法人制度改革に伴い、平成23(2011)年4月、公益財団法人に移行しました。

- 所在地 東京都港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階
主な事業は、129頁参照



えせ同和行為について

「えせ同和行為」とは、「同和問題はこわい問題である」という誤った意識が根深く残っていることに乗じて、何らかの利益を得るために、同和問題を口実として、企業や行政機関などに不当な圧力をかけることです。

〈参考〉えせ同和行為の実態（法務省人権擁護局「令和6年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果概要」

(<http://www.moj.go.jp/content/001290375.pdf>) より)

【要求の種類】「機関紙・図書等物品購入の強要」、「求人募集料・広告募集料」、「建設資材購入要求」

【要求の手口】「部落差別（同和問題）を知っているかと言って脅す」、「大声で威嚇する」、「責任者に会わせろと言って脅す」、「ハガキ、FAXでの請求」、「部落に関する名称が入った名刺を差し出す」

【要求の口実】「単なる言いがかり、無理難題」、「事務上のミス」

このような「えせ同和行為」は、これまでなされてきた啓発の効果を一挙にくつがえし、同和問題の解決に真剣に取り組んでいる民間運動団体に対するイメージを損ね、ひいては、同和問題に対する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。

このため、不当な要求に対しては、以下のような注意事項を参考に適切に対応することが大切です。

注意事項

1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することにある。

応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題への取組等の名目で行われても結論は同じである。

2 怖いものという意識を捨てること

同和問題の名の下に不当な要求をする者は、そのことによってもはや同和問題を論じる資格はないというべきである。その者の要求行為は、えせ同和行為そのものであり、恐れる必要のないものである。

3 初期の対応

最初から一貫して、き然とした態度で対応する。

最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせてはならない。

4 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱い。したがって、安易な妥協をすると、更につけ込まれる。その場しのぎの安易な妥協は、火に油をそそぐ結果となる。

例えば、えせ同和行為者は、刑事事件になることを恐れて、具体的な金銭の要求をせず、「誠意をみせろ。」「善処しろ。」などと執ように攻めてくるが、それに根負けして金銭で妥協してはならない。

5 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件になることを恐れているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力的行為に出ることはまずない。仮に、暴力的言動があった場合には、直ちに警察へ要請、通報し法的手続をとるべきである。

6 同和問題への取組を非難された場合

同和問題への取組や同和研修の在り方を口実に不当と思われる要求を受けたときは、相手方に対し、「法務局に申し出て、それが人権侵害になるかどうか、また、今後どうすべきかについて、法務局の処理に委ねたい。」と伝える。その後直ちに法務局に相談して態勢を整える。

7 弱みを追及された場合

弱みを追及された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正かつ妥当な解決を図るための正当な手続によるべきである。

相手の指摘する内容が仮に事実であるとしても、法的な観点から見れば、損害賠償等を認めるには、故意過失の有無、賠償の対象になるかどうか、適正妥当な賠償額はどうかなどの検討を要する。したがって、それらの検討をしないまま、安易に相手の要求を認めたり、謝罪的な発言をしてはならない。

事務上の過誤等の処理は、法律に従った正しい手続によって行うべきであり、それを口実にする相手方の違法・不当な要求は、断固として拒否すべきである。

8 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応すべきである。支店等で不当な要求を受けた場合は、支店長等が個人的に又は支店限りで、その要求に応ずるべきではない。相手は、個人的な又は支店限りの対応の不備等を口実にして、本店に対し、より大きな要求をしてくることが多いので、本店に報告したり、本店に指示を求めるなどして、組織全体として対応すべきである。

9 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとすることが多い。

各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じるなどして、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このようなえせ同和行為者の手口にだまされないようにしなければならない。

10 法務局への相談

法務局・地方法務局の本局及び支局では、えせ同和行為の排除のための相談を受け付けており、必要に応じて、警察、弁護士会

と連絡をとる体制を敷いているので、同和問題を口実にする不当な要求を受けたときは、法務局に相談する。

11 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでいる。

現在、都道府県警察では、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身の安全を確保するための保護対策を実施している。暴力団やえせ同和行為者等から不当な要求を受けた場合又は受けるおそれがある場合には、次のように対処する。

- (1) 最寄りの警察署又は暴力追放運動推進センターに速やかに連絡をとり、対応等について助言を受ける。
- (2) 緊急を要する場合は、ちゅうちょせず110番通報する。

12 弁護士への相談

- (1) 日本弁護士連合会（日弁連）は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいる。また、そのために各都道府県にある弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けている。
- (2) えせ同和行為は、かなり知能犯的である場合が多いので、弁護士にもよく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼する。
- (3) なお、民事上の手続として、以下のものが挙げられる。これらの手続について、弁護士と相談することも有益である。

ア 内容証明郵便の送達

相手方の行為が継続すると予想される場合には、法的手続をとる前に内容証明郵便を送達する。

内容証明郵便には、次のような事項を記載することが考えられる。

- ① 相手方の行為が刑法上脅迫罪・強要罪・恐喝罪等を構成すること（あるいは民法上不法行為となること）。

- ② 弁護士に依頼済みのときは、今後の連絡は弁護士事務所宛てにされたいこと。
- ③ 違法行為があるときは、断固として法的手続をとる意思があること。

イ 仮処分申請

不作為の仮処分（面談禁止、架電禁止、立入禁止、業務妨害禁止等）の申立を裁判所に対して行う。

※ 仮処分決定を得ることにより、禁止事項が明確になり、相手方の動きが止まる効果が期待できる。

ウ 債務不存在確認の訴えの提起等

些細な誤りにつけ入り損害賠償を求めてくる場合には、相手に対して訴訟を提起するよう促し、これに応じないときは、逆に債務不存在確認の訴えを提起するなど、紛争を裁判によって解決する方策をとる。

この注意事項は、法務省人権擁護局作成の「えせ同和行為対応の手引」（令和3年12月）から参考にしました。

えせ同和行為に対する問い合わせ先

東京都総務局人権部	(03) 5388-2588
東京法務局人権擁護部	(03) 5363-3067
警視庁刑事部	(03) 3581-4321
東京弁護士会	(03) 3581-3300
第一東京弁護士会	(03) 3595-8575
第二東京弁護士会	(03) 3581-2250
公益財団法人東京都人権啓発センター	(03) 6722-0124
公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター	(03) 3291-8930

「えせ同和行為」への対応については、東京都総務局人権部のホームページ「じんけんのとびら」で詳しく紹介しています。

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/>

えせ同和行為Q&A

1 電話で同和問題に関する高額な凶書を購入するよう迫られています。

同和問題に関する凶書であっても、一般凶書の購入と同様に考えればよいのです。必要がないものであれば「購入しない。」という意味をはっきりと伝えて下さい。

購入を断ったにもかかわらず、同和の名をちらつかせて執拗に購入を強要したとしても、あくまでも「購入しない。」と意思表示を明確にすることです。

購入しない理由を言う必要はありません。その理由が争点となり、相手に口実を与える可能性があります。「検討する。」又は「予算がない。」などの曖昧な返事をするのではなく、毅然とした態度で「必要ありません。」とはっきり断りましょう。

もし「検討する。」と言ってしまったら「検討したが、購入しない。」と、すぐに伝えてください。

2 凶書の購入を断ったところ、「街宣車を持っていくぞ。」とか「今すぐそちらに行くぞ。」などと怒鳴られました。

相手も刑事事件となることを怖れているため、激しい言葉を発しても実際に実力行使をすることはまずありません。もし暴力的言動があったならかえって警察への要請や通報などの手段がとりやすくなります。

対応される方は、相手を怖がらず、言動に注意して毅然とした態度で対応してください。

3 図書の購入を断ったが、それなら個人的に買えと言われ、つい「購入する。」と言ってしまいました。しかし、やはり必要ありません。

一般的には「特定商取引に関する法律」（旧・訪問販売等に関する法律）の第24条（電話勧誘販売における契約の申込みの撤回等）が適用されます。

電話での勧誘販売は、消費者が不意打ちで勧誘され、判断する時間もなく契約する場合等があり、消費者を保護しなければ不公平なときがあります。そのための「消費者が一方的に契約をやめられる（申込みの撤回ができる）制度」が「クーリング・オフ」です。

申込みの撤回は書面で行うことが必要になります。なお、その際には内容証明郵便等で送付し保管しておけば、万一トラブルが生じた際に証拠となります。

「購入する。」と言ったがやはり不要なので購入したくないという場合は、次のような対応をしてください。

【まだ図書も契約書等も届いていない場合】

内容証明郵便等の証拠が残る方法で、相手方に申込みの撤回を通知してください。

【届いた図書に契約書等が同封されていた場合】

相手から送られてきた図書に同封されているクーリング・オフについて説明がある契約書等を受領した日を含めて8日以内に申込みの撤回をしなくてはなりません。

【届いた図書に契約書等が同封されていない場合】

通常は、相手からクーリング・オフについて契約書等の書面で知らされた日を含めて8日以内に申込みの撤回をしなくてはなりません。ただし、書面の交付を受けていない場合には、いつでも申込みの撤回ができることとなります。

しかし、法律上は上記の通りですが、現実問題として後日トラブルが発生するおそれもありますので、図書を受領した日を含めて8日以内に申込みの撤回をするのがよいでしょう。

- ※ 送付された図書は、着払いで返送することも可能ですが、発送者負担で返送した方がトラブルを避けるためには有効です。
- ※ 申込みの撤回は、書面を発送したときに効力が生じるため、発送日が客観的に証明できるようにしてください。

【申込みの撤回の記入例】

契約解除通知書

住所
氏名 様

令和〇年〇月〇日に締結いたしました「〇〇〇〇
(図書名)」の購入契約を解除します。
(図書の送付があった場合は次を加える。)
なお、送付された図書は返送しました。

令和〇年〇月〇日
住所
氏名又は会社名

4 「図書を買わないのは差別だ。」「理解が足りない。」などと言われました。

図書の購入を断ることは、通常の商行為であり、差別ではありません。相手が執拗に「差別だ。」という場合には、「差別ではないと思うが、どのようにすべきか東京法務局などに相談する。」と言い、相談に必要なということで、相手の住所、氏名、電話番号等を聞いたうえで、東京法務局や人権部などへ相談してください。

5 同和問題に関する知識を試すような質問をされ、それに答えられないことで、同和問題への理解が足りないことや同和問題への取組を非難されました。

日頃から同和問題について関心を持って理解を深め、相手に付け入る隙を与えないことが大切です。不正確な理解のまま誤った回答をしたりすると、そこにつけ込まれ追いつめられてしまいます。

対応にあたっては、相手のペースに乗らないようにして、同和問題への理解や取組を非難されたら「東京法務局などの公的機関に申し出て、同和問題のさらなる理解のために、今後どうすべきかを相談したい。」と伝え、東京法務局や人権部などへ連絡してください。

なお、東京都では広報東京都12月1日号で人権問題の特集し、同和問題等について都民へお知らせしています。また、同和問題に関する啓発冊子「明るい社会をめざして一同和問題の理解のために一」を発行していますので、是非ご覧になってください。

6 同和問題の理解のため、図書を購入して研修するよう迫られました。

「同和問題については、行政が実施する行事等に参加し、必要な資料の提供を受けて理解を深めているので、購入する必要はない。」ときっぱりと断ってください。

7 同和問題に関する高額な図書が勝手に送りつけられました。どうすればよいでしょうか。

一般的には「特定商取引に関する法律」（旧・訪問販売等に関する法律）の第59条（売買契約に基づかないで送付された商品）が適用されます。その結果、当該図書の引取りを相手方に請求してから7日間又は当該図書が送られてきた日から14日間が経過すれば、自動的に相手方は商品の返還請求ができなくなりますので、

それを自由に処分しても差し支えないこととなります。たとえ「一定期間内に返事又は返送がなければ承諾したものとみなす」などの文言があったとしても、購入を承諾しない限り売買契約は成立しません。

ただし、上記の期間内は、善良な管理者として保管する義務があり、所有者しかできない行為（書き込み等）を行うと、購入の意思があるとみなされ、相手方への支払義務が生じることがあります。

また、法律上は上記のとおりですが、現実問題として、後日トラブルが発生するおそれもありますので、次のような取扱いをするのが良いでしょう。

- (1) まず送り主と現物を確認します。
- (2) 配達された際に開封せず「受取拒否」と記入し、持ち帰ってもらいます。
- (3) もし受け取って開封した場合は、内容証明郵便等で、「購入の意思がない」旨を明記して送り返します。内容証明郵便等を保管しておけば、万一トラブルが生じた際に証拠になります。

【記入例】

住所
氏名 様

令和〇年〇月〇日に送られてきました「〇〇〇〇（図書名）」
については、購入の意思はありませんので返送します。

なお、今後はこのような一方的な送付はお断りします。

令和〇年〇月〇日
住所
氏名又は会社名

- (4) 送り返された腹いせに、執拗に購入を強要する言動があった際は、早め早めに警察や東京法務局に相談してください。

8 「同和問題の解決のため努力しているので、協力して欲しい。」といきなり言われました。どうすればよいでしょうか。

まず具体的な内容を確認してください。そのうえで、例えば「図書を購入してくれ。」とか「賛助金をくれ。」などと言われた場合は、「必要ありません。」「お出しできません。」ときっぱり断ってください。

さらに、「同和問題に理解がない。」「どのような協力ならやってもらえるのか。」などと言われた場合は、「東京法務局や東京都の指導等を受け対応したい。」と答えるのが良いでしょう。

9 同和を名のる団体から、「貴社が請け負っている工事に関して下請け業者を紹介したい」との電話があり、相手方と会う約束になっている。

このような場合であっても、他工事の下請け業者選定と同様に考えればよいのです。貴社の意思を毅然とした態度で伝えることが重要です。

10 具体的な工事名を挙げて、「請負業者名」や「現場代理人名」を教えるよう要求したり、当該工事の請負業者や現場代理人に対して、自分達から、あとで電話がいくことを伝えておくよう要求してきました。

このケースの場合、「請負業者名」等を教えることにより、請負業者や現場代理人に対して「〇〇から紹介を受けた」という言い方をされる場合があったり、公表事項についてのみ電話で教えた場合にも、同様に悪用される場合があります。電話での問合せには直接答えず、原則として、ホームページや現場の掲示を確認してもらうように案内しましょう。

このQ & Aは、法務省人権擁護局作成の「『えせ同和行為』を排除するために」及び（公財）暴力団追放運動推進都民センター作成の「暴力団対応ガイド」等を参考に作成しました。

資料

年 表

古代・中世	701	大宝律令の制定
	1185	源頼朝が守護・地頭を設置
	1467	応仁の乱
	1582	太閤検地はじまる
	1588	刀狩令
江戸時代	1603	江戸幕府の成立
	1716	享保の改革はじまる
	1787	寛政の改革はじまる
	1837	大塩平八郎の乱
	1841	天保の改革はじまる
	1843	武州鼻緒騒動
	1856	渋染一揆
	1868	弾左衛門身分引き上げ
明治	明治元 (1868)	明治政府の成立
	明治4 (1871)	「解放令」の公布
	明治5 (1872)	壬申戸籍の編成
	明治7 (1874)	自由民権運動はじまる
	明治17 (1884)	山上卓樹「鴻武館」を開設
	明治21 (1888)	中江兆民『新民世界』を发表
	明治22 (1889)	大日本帝国憲法発布
	明治27 (1894)	日清戦争が起こる
	明治35 (1902)	備作平民会結成
	明治36 (1903)	大日本同胞融和会結成
明治37 (1904)	日露戦争が起こる	
明治39 (1906)	島崎藤村『破戒』を发表	
大正	大正3 (1914)	第一次世界大戦はじまる
	大正7 (1918)	米騒動はじまる
	大正11 (1922)	全国水平社創立
	大正12 (1923)	関東大震災
	大正14 (1925)	中央融和事業協会設立 治安維持法施行
	大正15 (1926)	福岡連隊差別事件 東京府水平社結成
昭和	昭和6 (1931)	満州事変が起こる
	昭和8 (1933)	高松結婚差別裁判
	昭和16 (1941)	太平洋戦争はじまる

昭和	昭和 17 (1942)	全国水平社法律上消滅
	昭和 20 (1945)	ポツダム宣言受諾
	昭和 21 (1946)	部落解放全国委員会結成 日本国憲法発布
	昭和 26 (1951)	オール・ロマンス事件
	昭和 36 (1961)	同和対策審議会発足
	昭和 38 (1963)	教科書の無償化はじまる
	昭和 40 (1965)	同和対策審議会答申
	昭和 44 (1969)	同和対策事業特別措置法施行
	昭和 48 (1973)	全国統一応募用紙の使用を通過
	昭和 50 (1975)	部落地名総鑑事件
	昭和 51 (1976)	戸籍法改正により戸籍閲覧の制限はじまる
	昭和 53 (1978)	東京都同和问题懇談会答申※
	昭和 57 (1982)	地域改善対策特別措置法施行
昭和 62 (1987)	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行	
平成	平成 8 (1996)	地域改善対策協議会意見具申 閣議決定(同和问题の早期解決に向けた今後の方策について)
	平成 9 (1997)	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正施行 人権擁護施策推進法施行 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画公表
	平成 11 (1999)	人権擁護推進審議会答申(人権教育・啓発)
	平成 12 (2000)	東京都人権施策推進指針策定※ (平成27(2015)年改定) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行
	平成 13 (2001)	人権擁護推進審議会答申(人権救済制度)
	平成 14 (2002)	人権教育・啓発に関する基本計画策定 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律失効 同和问题解決のための取組に関する基本方針※
	平成 28 (2016)	部落差別の解消の推進に関する法律施行
	平成 30 (2018)	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例制定※ (令和4(2022)年一部改正)
令和	平成 6 (2024)	「全国部落調査」復刻版出版事件最高裁決定により 東京高裁判決確定
	平成 7 (2025)	人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)策定

※は東京都関係

世界人権宣言（抜粋）

1948年12月10日

第3回国連総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじつた野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもつとも重要であるので、

よつて、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保する

ことに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

日本国憲法 (抜粋)

昭和二十二年五月三日施行

第一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。(後略)

第三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第一四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。(二項三項略)

第二二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居

住、移転及び職業選択の自由を有する。(二項略)

第二四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。(二項略)

第二六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(二項略)

第二七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。(二項三項略)

第九七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

同和対策審議会答申（抜粋）

昭和40年8月11日

内閣総理大臣 佐藤栄作殿

同和対策審議会会長 木村忠二郎

昭和36年12月7日総審第194号をもって、諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について審議した結果、別紙のとおり答申する。

前文

昭和36年12月7日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期限を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国及び特定の地区の実態の調査も行った。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと42回、部会121回、小委員会21回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新らしく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

第1部 同和問題の認識

1 同和問題の本質

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もまたその伝統的集落の出身なるがゆえに陰に陽に身分的差別のあつかいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「細民部落」など蔑称でよばれ、現在でも「未解放部落」または

「部落」などによばれ、明らかな差別の対象となっているのである。

この「未解放部落」または「同和関係地区」（以下単に「同和地区」という。）の起源や沿革については、人種的起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。

すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。

封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の変革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているということが出来る。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかった。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を保障するものではなかった。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れられた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行われなかった。したがって、明治維新後の社会にお

いても、差別の実態はほとんど変化がなく、同和地区住民は、封建時代とあまり変わらない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をつづけてきたのである。

その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平社の自主的解放運動がおこり、それを契機によりやく同和問題の重要性が認識されるにいたった。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行うようになった。しかし、それらの部分的な改善によって同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。

わが国の産業経済は、「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とには大きな格差がある。

なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。

このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残っており、人々は個人として完全に独立しておらず、伝統や慣習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。

また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家父長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。

さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残っており、特異の精神風土と民族的性格を形成している。

このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

したがって、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみでなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままでもと残されているのである。

しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であって、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考えている。

けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。

同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。

したがって、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようとして、同和問題が解決することは永久にありえないと考えるのは妥当ではない。また、「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別とにこれを分けることができる。

心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称をあらわして侮蔑する差別、非合理的偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参加する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策

がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだって低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。

このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあっている。すなわち、心理的差別が原因となって実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となって心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。

すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、賤業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となったのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがって、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。

以上の解明によって、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和対策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

地域改善対策協議会意見具申 (抜粋)

平成8年5月17日

内閣総理大臣
関係各大臣 殿

地域改善対策協議会
会長 宮崎 繁 樹

同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について（意見具申）

本協議会は、平成3年12月11日の本協議会意見具申が指摘した地域改善対策の今後の基本的な課題について審議するため、平成5年7月28日、本協議会の中に総括部会を設置した。総括部会は、平成5年10月以来、29回にわたって審議を行い、本年3月28日に意見をとりまとめ、本協議会に対し別添のとおり報告がなされた。

本協議会は上記報告を踏まえて審議を行った結果、本日、同和問題の早期解決に向けた方策の基本的な在り方について、同報告の内容をもって本協議会の意見とし、これを具申することとした。政府におかれては、本協議会の意見を尊重し、同和問題の早期解決に向けた施策の推進に当たられるよう要望するものである。

地域改善対策協議会総括部会報告書

地域改善対策協議会においては、同和問題の早期解決を図るため、平成3年12月の地域改善対策協議会意見具申が地域改善対策の今後の基本的な課題として掲げている、①心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進方策、②行政運営の適正化等今後の地域改善対策を適正に推進するための方策、③地域改善対策特定事業（物的事業及び非物的事業）の一般対策への円滑な移行方策等を審議する機関として、平成5年7月28日の総会で当部会の設置を決定した。

当部会は、平成5年10月6日の第1回会合以来、これまで約2年半にわたり、29回に及ぶ部会を開催し、関係各省庁からの説明、政府が実施した平成5年度同和地区実態把握等調査をはじめとするこれまでの関係諸調査、民間運動団体・民間研究所及び地方公共団体からの意見聴取、さらには現地視察等を踏まえ、国際的な潮流や人権問題全般も視野に入れつつ、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の在り方について、幅広く審議を行ってきた。

今般、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について当部会の意見を取りまとめたので、審議の結果として別紙のとおり報告する。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的な検討を要するものと考えられる。本報告が地域改善対策協議会に報告された後、政府においても検討が行われるものと考えているが、いずれにしても、当部会としては、同和問題が早期に解決され、我が国が基本的人権の尊重の面で国際社会において積極的な貢献を果たせる存在になっていくことを期待したい。

平成8年3月28日

地域改善対策協議会総括部会

部会長 宮 崎 繁 樹

1 同和問題に関する基本認識

今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）にも加入し、「人権教育のための国連10年」への本格的な取組みも開始された。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、「人権の世紀」である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。

ひるがえって、我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的な人権の侵害に係る深刻かつ重大な問題である。戦後50年、本格的な対策が始まってからも四半世紀余、同和問題は多くの人々の努力によって、解決へ向けて進んでいるものの、残念ながら依然として我が国における重要な課題と言わざるを得ない。その意味で、戦後民主主義の真価が問われていると言えよう。また、国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元とも言うべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。

昭和40年の同和対策審議会答申（同対審答申）は、同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であると指摘している。その精神を踏まえて、今後とも、国や地方公共団体はもとより、国民の一人ひとりが同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。そのためには、基本的人権を保障された国民一人ひとりが、自分自身の課題として、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要がある。

同和問題は過去の課題ではない。この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題である。そのような観点から、これまでの成果を土台とし、従来の方針の反省を踏まえ、未来に向けた新たな方向性を見極めるべき時に差しかかっていると見えよう。



2 同和問題解決への取組みの経緯と現状

(1) これまでの経緯

明治4年の太政官布告は、同和問題の解決に向けた出発点になったが、十分な対策はとられず、強固な差別意識が残された。戦後、昭和28年度に隣保館設置の補助事業が始まり、昭和35年度からはモデル地区において総合事業が開始された。これらは新憲法の下での新しい一歩ではあったが、同和地区の生活実態はなお劣悪であり、全国的にみて対策の不均衡もみられた。

昭和40年の同対審答申は、あらゆる意味で今日までの対策の基礎になってきた。同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとの基本認識を明確にし、国や地方公共団体の積極的な対応を促したことなど、同和問題の解決を図る上でこの答申が果たした歴史的意義は極めて大きい。答申がなされてから既に30年余り経過しているが、同和問題の早期解決に向けて、この答申の趣旨を今後とも受け継いでいかなければならない。

同対審答申を踏まえ、昭和44年に10年間の限時法として同和対策事業特別措置法（同対法）が制定され、その後の3年間の延長も含め、特別対策が総合的に推進された。この間の対策により、物的な基礎整備が急速に進展するなど大きな成果をあげたが、心理的差別の解消の面では大きな課題が残った。また、事業の進展に伴い、一部に周辺地域との均衡や一体性を欠いた事業の実施がみられたり、えせ同和行為などの新たな問題も発生してきた。

このため、同対法に基づく事業の中で必要なものを継承しつつ、それまでの施策の反省を踏まえた地域改善対策特別措置法（地対法）が昭和57年に5年間の限時法として制定された。その後、昭和62年、地域改善対策の一般対策への円滑な移行のための最終法として提案された現行の地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）が5年間の限時法として制定され、平成4年に5年間延長された。地対

法、地対財特法を通じ、特別対策を必要に応じて見直しながら引き続き実施する一方、心理的差別の解消を目指した啓発事業の積極的な展開を図るとともに、行政の主体性の確立、えせ同和行為の排除などの適正化対策が推進され、現在、地対財特法の期限まで、残り約1年という段階に差しかかっている。

(2) 現状と課題

これまでの対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握するため、平成5年度に同和地区実態把握等調査（実態調査）が実施された。当部会では「同和地区実態把握等調査に関する小委員会」を設置し、この調査結果に基づいて、同和問題の解決に向けた課題を整理した。

以下は、その要点である。

① 現状

同和地区においては、若い世代が就職や結婚のために同和地区外へ転出する傾向がみられ、全国平均に対して高齢化の比率が若干高くなっている。同和関係者が同和関係者以外の者と結婚するケースは増加の傾向を示している。また、住宅、道路等の物的な生活環境については改善が進み、全体的には、同和地区と周辺地域との較差はみられない。下水道普及率は、全国平均に比べて大幅に低くなっているが、都市規模別にみると、大きな差はみられない。

高等学校等進学率は向上してきており、ここ数年9割を超えているが、全国平均と比べるとなお数ポイントの差がみられる。最終学歴については、高等教育修了者（短大・大学等）の比率が20歳代、30歳代では40歳以上に比べてかなり高くなっているが、全国平均との差はなお大きい。

就労状況は、若年齢層を中心に、安定化する傾向にあるが、全国平均と比較すると、不安定な就労形態の比率が高くなっている。就労先は全体的に小規模な企業の比率が高くなっている。また、年収の面では、全国平均に比べて全体的に低位に分布しており、世帯の家計の状況も、全般的にみると依然として全国

平均よりも低位な状況にある。農業経営世帯は、小規模農家が多く、農業従事者が高齢化してきている。事業経営世帯では、小規模な個人経営が多い。

同和地区の人であるということで約3割の同和関係者が人権を侵害されたとしているが、公的機関に相談した者は少数にとどまっている。同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消へ向けて進んでいるものの、同和関係者との結婚問題を中心に依然として残っている。

隣保館の利用比率は高く、同和地区外住民も多数利用している。

地域改善対策の適正化については、改善された点もみられるものの、個人給付的事業の資格審査の実施、公営住宅等の家賃の見直し、地方公共団体単独事業の見直し、団体補助金の交付に際しての審査、公的施設の管理規定の整備などの点で、不十分な状況がみられる。

② これまでの成果と今後の主な課題

実態調査の結果からみて、これまでの対策は生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実に成果をあげ、様々な面で存在していた較差は大きく改善された。

しかし、高等学校や大学への進学率にみられるような教育の問題、これと密接に関連する不安定就労の問題、産業面の問題など、較差がなお存在している分野がみられる。差別意識は着実に解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に依然として根深く存在している。また、人権侵害が生じている状況もみられ、その際の人権擁護機関の対応はなお十分なものとは言えない。さらに、適正化対策もなお不十分な状況である。

同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、依然として存在している差別意識の解消、人権侵害による被害の救済等の対応、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の是正、差別意識を生む新たな要因を克服するための施策の適正化であると考えられる。これらの課題については、その背景に関して十分な分析を行い、適切な施策が講じられる必要がある。

3 同和問題解決への展望

(1) これまでの対策の意義と評価

同対法以来これまで3度にわたる特別法が制定され、四半世紀余にわたって同和地区、同和関係者に対象を限定した特別対策が実施されてきた。同対審答申の当時は、同和地区や同和関係者が事実上一般対策の枠外に置かれていたという状況や、心理的差別と実態的差別の相互作用が差別を再生産しているという悪循環がみられた。この悪循環を断ち切り、生活実態の早急な改善を図るには、迅速な事業の実施と全国的な水準の引上げを図ること等が必要とされ、これらの法律により期間を限って、国が財政上の特別措置を講じることにより、所要の施策の推進に努めてきた。

このような考え方の下に推進されてきた特別対策は、極めて大きな意義をもつものであった。すなわち、物的な生活環境をはじめ様々な面で存在していた較差が大きく改善された。また、これによって物的な生活環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。さらに、対策の実施は全国的に進展し、地方公共団体にとって財政的負担が特に大きい物的な基盤整備はおおかた完了したとみられる。これらを総合的に勘案した場合、全般的にみれば、これまでの特別対策は現行法期限内におおむねその目的を達成できるものと考えられる。

これまでの対策は上述のように大きな意義があったが、2(2)に述べたように深刻な課題が残されているとともに、現時点で見れば反省すべき点も少なくない。事業の実施に当たって周辺地域との一体性を欠いたり、啓発などのソフト面の取組みが不十分であったことにより、いわゆる「ねたみ意識」が表面化するなど差別意識の解消に逆行するひずみが指摘されてきた。また、これらの特別対策は、施策の適用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施されてきたものであり、それが住民の意識に与える影響等、

この手法に内在する問題点も指摘されている。

(2) 今後の施策の基本的な方向

特別対策は、事業の実施の緊要性等に応じて講じられるものであり、状況が整えばできる限り早期に一般対策へ移行することになる。一方、教育、就労、産業等の面でなお存在している較差の背景には様々な要因があり、短期間で集中的に較差を解消することは困難とみられ、ある程度の時間をかけて粘り強く較差解消に努めるべきである。

このようなことから、従来の対策を漫然と継続していたのでは同和問題の早期解決に至ることは困難であり、これまでの特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、その解決のため、4で述べるような工夫を一般対策に加えつつ対応するという基本姿勢に立つべきである。

本報告に盛り込まれた施策を実現していくため、法的措置の必要性を含め各般の措置について具体的に検討し、これに基づいて、国及び地方公共団体は、基本的人権の尊重と同和問題の一日も早い解決をうたった同対審答申の精神とこれまでの成果を踏まえつつ、それぞれがその責務を自覚し、今後とも一致協力して、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

同対審答申は、「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」と指摘しており、特別対策の終了、すなわち一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものでないことは言うまでもない。一般対策移行後は、従来にも増して、行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、一部に立ち遅れのあることも視野に入れながら、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められる。

4 今後の重点施策の方向

(1) 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進

① 基本的な考え方

差別意識の解消のために教育及び啓発の果たすべき役割は極めて大きく、これまで様々な手法で施策が推進されてきた。しかしながら、同和問題に関する国民の差別意識は解消へ向けて進んでいるものの依然として根深く存在しており、その解消に向けた教育及び啓発は引き続き積極的に推進していかなければならない。

教育及び啓発の手法には、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点からアプローチしてそれぞれの差別問題の解決につなげていく手法と、それぞれの差別問題の解決という個別的な視点からアプローチしてあらゆる差別の解消につなげていく手法があるが、この両者は対立するものではなく、その両者があいまって人権意識の高揚が図られ、様々な差別問題も解消されていくものと考えられる。

今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組みを踏まえて積極的に推進すべきである。

同様な観点から、「人権教育のための国連10年」に係る施策の中でも、同和問題を我が国の人権問題における重要な柱として捉え、今後策定される国内行動計画に基づいて教育及び啓発を積極的に推進し、同和問題に関する差別意識の解消に努めるべきである。

(2) 人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化

① 基本的な考え方

同和問題の本質的な課題は、同和関係者に対する人権侵害の解消を図るとともに人権侵害が発生しないような社会的意識を確立することであるが、残念ながら今なお同和関係者に対する人権侵害が生じている。不幸にして人権侵害が発生した場合には、司法機関による解決のほか、人権擁護機関が中立公正な立場から相談、勧告等の対応をしてきたところであるが、現行の体制では被害の簡易迅速な救済という観点からはなお十分なものとは言えない。

人権擁護制度の在り方は、その国の人権に対する姿勢を示していると言っても過言ではない。同和関係者に対する人権侵害などあらゆる人権侵害に対して、被害の救済を含めてより有効な対応が図られるよう、人権擁護制度の充実強化に取り組むべきである。教育及び啓発という観点からも、人権侵害が発生した際に、関係者に対し適切な人権擁護措置を講ずることは極めて大きな意味をもつものと考えられる。

(3) 地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行

① 基本的な考え方

既に述べたように、現行の特別対策の期限をもって一般対策へ移行するという基本姿勢に立つことは、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではない。今後の施策ニーズには必要な各般の一般対策によって的確に対応していくということであり、国及び地方公共団体は一致協力して、残された課題の解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

この一般対策への移行を円滑に行うためには、下記に述べるような一部の事業等については一定の工夫が必要と考えられる。その具体化に当たっては、一般対策への移行の趣旨に照らせば限定的でなければならないが、既存の一般対策

の状況、なお残されている課題の状況、地方公共団体の財政状況等を踏まえた上で、これまでの施策の成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮すべきである。

(4) 今後の施策の適正な推進

① 基本的な考え方

これまでの当協議会意見具申等の中で、行政の主体性の確立、同和関係者の自立向上、えせ同和行為の排除、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりの必要性が指摘されているが、今日においてもなお十分な状況とは言えない。それだけ、この問題の難しさがあるものと考えられるが、引き続き、これらを達成するための息の長い取組みが必要である。

(5) その他

国においては、「人権教育のための国連10年」に係る施策の積極的な推進等を通じ、同和問題をはじめとする差別意識の解消に向けた教育及び啓発を総合的かつ効果的に推進できるよう、その体制の在り方について検討する必要があると考えられる。その際、既に述べた「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の政府全体としての取組みにおける連絡調整体制についてもその在り方を併せて検討すべきである。

地方公共団体においても、本報告を受けた国の施策の今後の方向及びその趣旨を踏まえ、地方単独事業について更に見直しを行うことが強く望まれるほか、同和問題の解決と人権の尊重に向けた行政の取組みについて改めて検討すべき時期にきているものと考えられる。その際、国と同様、「人権教育のための国連10年」に係る施策の推進体制の在り方や「人権の世紀」とも言うべき21世紀に向けた今後の取組みにおける連絡調整体制の在り方についても検討すべきである。

「人権教育のための国連10年」 に関する国内行動計画（抜粋）

平成9年7月4日

人権教育のための国連10年推進本部

平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成7年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成8年（1996年）3月18日、第1回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成8年（1996年）12月6日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

（注）「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

1. 基本的考え方

(1) 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成5年（1993年）には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成6年（1994年）には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会（平成6年（1994年）12月）では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成7年（1995年）9月に北京で開催された第4回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

(2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成8年（1996年）5月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、

世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（人種差別撤廃条約）にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」

- (3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目

指すものであって、その意義は極めて重要である。

- (4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

- (5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国、他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

- (6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

人権擁護推進審議会答申（抜粋）

平成11年7月29日

法務大臣、文部大臣、総務庁長官 宛

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について

はじめに

1 本審議会の人権に関する基本的認識

「激動の世紀」と言われた20世紀も後1年数か月で幕を閉じ、新しく21世紀を迎えようとしている。

人類の歴史の中で、20世紀ほど科学技術が急速に発達し、人類の未来の夢をはぐくんだ世紀はなかった。しかし、20世紀は、人々の生活に快適さと豊かさをもたらした面がある一方で、人類に多くの災いをもたらした世紀でもあった。二度の世界大戦のみならず、冷戦後も度重なる各地の局地紛争は、かつてないほどの規模で人々の生活を破壊し、その生命を奪い、さらに核戦争の恐怖を生み出している。経済開発の優先は、地球規模で深刻な環境破壊・環境汚染をもたらし、人類だけでなく、地球上に生きとし生けるものすべての生存さえも脅かしかねない。

迎える21世紀は、「人権の世紀」と言われている。それには、20世紀の経験を踏まえ、全人類の幸福が実現する時代にしたいという全世界の人々の願望が込められている。20世紀においても1948年（昭和23年）の世界人権宣言以来、国際連合を中心に全人類の人権の実現を目指して、様々な努力が続けられてきたが、それが一斉に開花する世紀にしたいという熱望である。

人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利

—それが人権である。この人権の尊重こそが、すべての国々の政府とすべての人々の行動基準となるよう期待されている。つまり、政府のみならず人々の相互の間において人権の意義が正しく認識され、その根底にある「人間の尊厳」が守られることが期待されているのである。

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。しかし、地球の狭さと限られた資源の中で、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことがなければ、人権の尊重もまたあり得ない時代に差し掛かっている。人権の尊重ということは、今日、そのような広がりの中でとらえられなければならない。

世界の大きな動向から、ひるがえって我が国の人権状況を見ると、人権尊重を基本原理とする日本国憲法の下に、様々な経緯を踏まえながらも、人権尊重主義は次第に定着しつつあると言える。しかし、公的制度や諸施策そのものの在り方にかかわって、様々な課題がある。さらに、国民相互の間にも課題が残されている。とりわけ同和問題など不当な差別は、憲法施行後50年以上を経過した今日の時点でも解消されていない。我が国が、世界の人権擁護推進に寄与し、国際社会で名誉ある地位を得るためにも、これらの課題を早急に解決していく必要がある。一人一人の人間が尊厳を持つかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

「人権の世紀」への始動は、既に至るところに、様々な形で見られるが、国際連合の提唱による「人権教育のための国連10年」もその一つである。そのような中で、人権擁護推進審議会（以下、「本審議会」と言う。）は、人権擁護施策推進法に基づき、まず、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策」の検討を行ってきた。

人権は、「人間の尊厳」に基づく権利であって、尊重されるべきものである。しかし、現実には、人々の生存、自由、幸福追求の権利、すなわち人権が、公権力と国民との間のみならず国民相互の間でも侵害される場合があり、その一つの典型が不当

な差別であることは、広く認識されるに至っている。このような人権侵害とされるものの中には、人権と人権が衝突し、その衝突状況を慎重に見極めて人権侵害の有無を決すべきものもあるが、多く見られるのは、不当な差別のような一方的な人権侵害である。こうした人権侵害は、いずれにしても、決して許されるものではない。本審議会は、国民相互間の人権問題について、このような認識に立って、人権教育・啓発の施策の基本的在り方について検討してきた。

人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めることは、まさに、国民一人一人の人間の尊厳に関する意識の問題に帰着する。これは、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが本来望ましいものであり、国民一人一人が自分自身の課題として人権尊重の理念についての理解を深めるよう努めることが肝要である。しかし、同和問題など様々な人権課題がある我が国の現状にかんがみれば、人権教育・啓発に関する施策の推進について責務を負う国は、自らその積極的推進を図り、地方公共団体その他の関係機関など人権教育・啓発の実施主体としてそれぞれ重要な役割を担っていくべき主体とも連携しつつ、国民の努力を促すことが重要である。さらに、これらの実施主体の活動のほかに、国民のボランティア活動にも期待するところが大きい。他方、人権教育・啓発は国民一人一人の心の在り方に密接にかかわるものであることから、それが押し付けになるようなことがあってはならないことは言うまでもない。

本審議会は、人権教育・啓発に以上のような困難な問題があることを十分踏まえた上で、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を提言するものである。

第2 人権教育・啓発の基本的在り方について

1 人権尊重の理念

人権とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている

る固有の権利である。人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であるが、それは人間固有の尊厳に由来する。

日本国憲法において、人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であり、侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられたものであるとされている（97条、11条）。また、昨年、第3回国際連合総会で採択されてから50周年を迎えた世界人権宣言においては、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるとされている（前文）。人権は何よりも大切なものであり、人権の尊重が政府及び人々の行動基準とされなければならないことは、1993年（平成5年）のウィーンにおける世界人権会議などにおいても確認されている。

このように普遍的な意義を持つ人権の内容は、日本国憲法においても、個人の尊重、生命、自由、幸福追求の権利の尊重（13条）と法の下での平等及び差別の禁止（14条）という二つの包括的な規定と、様々な人権の個別・具体的な保障規定の中に明文で示されている。

これらの人権が不可侵であるということは、歴史的には、主として、公権力によって侵されないという意味で理解されてきたが、人間はどのような関係においても人間として尊重されるべきものであるということにかんがみれば、人権は、国や地方公共団体といった公権力の主体との関係においてだけでなく、国民相互の関係においても尊重されるべきものであることは言うまでもない。

我が国においては、一方で、本来、正当に主張すべき場面での権利主張が必ずしも十分に行われていないという問題があり、他方で、自分の権利を主張する上で、他人の権利にも十分配慮することができない者も少なくないという問題があるが、これは、詰まるところ、人権についての正しい理解がいまだ不十分

であるからにはほかならない。今日、人権の尊重が世界共通の行動基準とされるすう勢にあることからしても、今後の我が国社会においては、一人一人が自分の人権のみならず他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要である。日本国憲法12条も、この趣旨をうたっている。

すべての人は、人間として皆同じように大切な人権を有しているのであり、すべての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会は、国民相互の人権が共に尊重されてこそ初めて実現されるものである。

このような認識に立ち、本審議会は、人権尊重の理念を、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権の共存の考え方にとらえるものである。

2 人権教育・啓発の基本的在り方

人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、国民一人一人が人権尊重の理念について正しく理解することが重要である。このため、人権尊重の理念について国民相互の理解を深めることを目的として行われる人権教育・啓発の果たす役割は極めて大きい。

人権教育・啓発に当たっては、国民一人一人に、人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くよう、対象者の発達段階に応じながら、その対象者の家庭、学校、地域社会などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要がある。その際、人格が形成される早い時期から、人権尊重の精神の芽生えが感性としてはぐくまれるよう配慮する必要がある。また、人権教育・啓発は、国民一

人一人の心の在り方に密接にかかわる問題であることから、その性質上、押し付けにならないように留意する必要がある。

人権教育・啓発は、国民一人一人の生涯の中で、様々な機会を通して実施されることにより効果を上げるものと言える。そのため、人権教育・啓発の実施主体は相互に十分な連携をとり、その総合的な推進に努めることが必要である。

人権教育・啓発の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重の理念についての理解が深まっていくものと考えられる。この両者に十分配慮しながら、人権教育・啓発を進めていく必要があるが、個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情等を踏まえるとともに、人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断する精神を身に付けることができるように働きかける必要がある。その際、同和問題など様々な人権課題に関してこれまで取り組まれてきた教育・啓発活動の成果と手法への評価を踏まえる必要がある。

さらに、人権教育・啓発がその効果を十分に発揮するには、その内容はもとより、実施の方法等においても国民から幅広く理解と共感を得られるものであることが必要である。

この観点からすると、人権教育・啓発は、その内容・方法等において、国民からあまねく受け入れられるものであることが望まれ、また、これを担当する行政は、主体性を確保することが重要である。一方、人権教育・啓発にかかわるすべての人は、国民の間には人権問題や人権教育・啓発の内容・手法等に関し多様な意見が存在していることにも十分配慮し、異なった意見に対する寛容の精神に立って、人権問題等に関して自由な意見の交換を行うことができる環境づくりに努めることが求められる。これに関連して言えば、人権上問題のある行為をしたとされる者に対する行き過ぎた追及行為は、国民に人権問題に関する自由な意見交換を差し控えさせることになるなど、上記環境づくりの上で好ましくないものと言える。人権上問題のあるよ

うな行為をした者に対しては、人権擁護に当たる公的機関が迅速かつ適正に対応することが重要である。

なお、人権問題を口実とした不当な利益等の要求行為の横行も、人権問題に対する国民の理解を妨げ、ひいては人権教育・啓発の効果をくつがえすものであるから、その排除に努める必要がある。

第3 人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための方策について

第1で述べたように、我が国においては、なお様々な人権課題が存在する。そして、これは、国民一人一人において、人権に関する正しい知識、日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が十分身に付いていないため、人権尊重の理念についての正しい理解がいまだ十分に定着していないからであると言える。また、人権教育・啓発の現状においても、なお様々な課題がある。

このような状況に照らすと、今後、第2で述べたような人権教育・啓発の基本的な在り方を踏まえて、人権教育・啓発をより一層推進し、国民一人一人に人権尊重の理念についての正しい理解が十分定着するよう努めることが極めて重要である。「人権の世紀」と言われる21世紀を目前に控える今日、我が国においてすべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会が実現することを目指し、人権教育・啓発に関する施策をより総合的かつ効果的に推進するための方策を策定の上、人権教育・啓発に関する施策を推進する責務を負う国や、その他の実施主体が相互に連携しつつ、これを速やかに実施していくことが重要である。

おわりに

本答申は、本審議会に付託された事項のうち、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的推進に関するものである。

本審議会は、人権尊重の理念に関する国民相互の理解については、まさに、国民一人一人が主体的に取り組むべき課題であるとの認識の上に立ち、国民一人一人が人権尊重の理念を深めるための施策について、様々な観点から検討し、国を始めとするそれぞれの実施主体が人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策について、提言を行ったものであり、これを踏まえて、政府が速やかに所要の行財政措置を講ずることを望む。また、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の実施に当たって、本答申を踏まえた一層効果的な取組が行われることを期待するものである。

本答申の趣旨が実現するためには、行政のみならず、学校、社会教育施設、企業、民間団体、マスメディアなどにおける積極的な取組とともに、国民一人一人の理解と協力が必要不可欠である。本答申の趣旨が広く国民に浸透するよう、政府が様々な機会をとらえてその周知を図っていくことを切望する。

我々は、本答申が、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に貢献することを切望するものであるが、このような社会の実現には、さらに、人権が侵害された場合における被害者の救済を欠かすことができない。我々は、このような視点に立って、今後、諮問第2号である「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」調査審議を行うこととする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

公布・施行 平成12年12月6日 法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

人権教育・啓発に関する基本計画（抜粋）

平成14年3月15日閣議決定

第1章 はじめに

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

第4章 人権教育・啓発の推進方策

2 各人権課題に対する取組

(5) 同和問題

同和問題は、我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解消を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきており、特に戦後は、3本の特別立法に基づいて様々な施策を講じてきた。その結果、同和地区の劣悪な生活環境の改善を始めとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、ハード面における一般地区との格差は大きく改善されてきており、物的な環境の劣悪さが差別を再生産するというような状況も改善の方向に進み、差別意識の解消に向けた教育及び啓発も様々な創意工夫の下に推進されてきた。

これらの施策等によって、同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在している」（平成11年7月29日人権擁護推進審議会答申）ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。また、同和問題に対する国民の理解を妨げる「えせ同和行為」も依然として横行しているなど、深刻な状況にある。

地域改善対策特定事業については、平成14年3月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることとなるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成8年5月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進

することとする。

- ① 同和問題に関する差別意識については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成8年7月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・啓発の事業を推進することにより、その解消を図っていく。（文部科学省、法務省）
- ② 学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進し、学校教育及び社会教育を通じて同和問題の解決に向けた取組を推進していく。（文部科学省）
- ③ 同和問題に関する偏見や差別意識を解消し、同和問題の早期解決を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。（法務省）
- ④ 雇用主に対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。（厚生労働省）
- ⑤ 小規模事業者の産業にかかわりの深い業種等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めるための啓発事業を実施する。（経済産業省）
- ⑥ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている同和問題を始めとした広範な人権問題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁協等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。（農林水産省）
- ⑦ 社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月17日）に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交

流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。(厚生労働省、文部科学省)

- ⑧ 同和問題解決の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。(法務省ほか関係省庁)
- ⑨ 同和問題に関しては、結婚や就職等における差別、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載等の問題があるが、そのような事案が発生した場合には、人権侵犯事件としての調査・処理や人権相談の対応など当該事案に応じた適切な解決を図るとともに、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発活動を実施する。(法務省)
- ⑩ 同和問題に係る人権問題の解決を図るため、法務局・地方法務局の常設人権相談所において人権相談に積極的に取り組むとともに、同和問題に関し人権侵害を受けたとする者が利用しやすい人権相談体制を充実させる。なお、相談に当たっては、関係機関と密接な連携協力を図るものとする。(法務省)



部落差別の解消の推進に関する法律

公布・施行 平成28年12月16日 法律第109号

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 11 月 16 日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 12 月 8 日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）（抜粋）

令和7年6月6日閣議決定

第1章 はじめに

「人権教育・啓発に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されるものである。

そして、我が国の人権教育・啓発施策は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する「日本国憲法」の下で、平成14年に策定された基本計画（以下「第一次計画」という。）に沿って進められてきた。

しかし、第一次計画の策定以降、社会や経済を取り巻く情勢が大きく変化したこともあいまって、我が国の人権状況は大きく様変わりしている。第一次計画においても指摘されていた国際化、情報化、少子高齢化はますます進み、それによって各人権課題における問題状況が複雑化するなど変化したほか、社会における人権意識の高まりとともに新たに生起又は顕在化した人権課題も存在している。

とりわけ、近年においては、様々な人権課題に関連して、インターネットを介した人権侵害が深刻化しているところ、このような状況が更に進むことによって、社会の分断を招き、ひいては、基本的人権の根幹を揺るがすおそれが生じることにもなりかねない。

また、国外の動きに目を向けると、第一次計画がよりどころとしていた「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が平成16年に終了した後、国連では「人権教育のための世界計画」を実施しているほか、企業に対して人権尊重に向けた取組を求める「ビジネスと人権」に関する国際的な要請が高まるなどしており、人権に関する国際的潮流の動向にも変化が生じている。政府においては、第一次計画に掲げられた人権教育・啓発における基本理念や推進方策を基礎にしつつ、新たに生起又は顕在化した人権課題についても、必要に応じて人権啓発活動強調事項に取り上げるなどしながら施策を行ってきたとこ

ろであるが、第一次計画策定後の社会経済情勢や国際的潮流の動向を踏まえ、各種人権課題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、新たな基本計画を定めることとする。

第5章

2 各人権課題に対する取組

(2) 各人権課題に対する取組

オ 部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられた我が国固有の重大な人権問題であり、その早期解決を図ることは国民的課題でもある。そのため、政府は、これまで各種の取組を展開してきた。特に戦後は、特別措置法に基づいて様々な施策を講じた結果、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も推進される一方、情報化の進展等に伴い、部落差別（同和問題）に関する状況が大きく変化した。

こうした状況の下、平成 28 年 12 月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行された。同法第 1 条では、部落差別に関し、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念ののっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」とした上で、部落差別の解消に関する施策として、相談体制の充実並びに教育及び啓発を国の責務及び地方公共団体の努力義務として定めるとともに、同法第 6 条において、国が部落差別の実態に係る調査を行うものと規定している。

また、同法に基づく調査が平成 30 年度から令和元年度にかけて実施され、その結果、教育・啓発に関する今後の施策の在り方として、以下の点が示された。

- ・ 部落差別は依然として人権課題の重要な一類型となっており、引き続き、粘り強く、適切に対応していく必要がある。

- ・ 部落差別の問題に関する教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えるとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実状を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要である。

こうした動向等を踏まえ、部落差別（同和問題）に関する人権教育・啓発においては、次の取組を積極的に推進する。

(7) 人権教育・啓発等

- ① 部落差別（同和問題）の解消を推進し、もって部落差別（同和問題）のない社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、部落差別（同和問題）を解消する必要性に対する理解を深めるための啓発活動を推進する。（法務省）
- ② 地方公共団体が講ずる部落差別（同和問題）の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う。（法務省）
- ③ 部落差別（同和問題）の解消の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向け、啓発等の取組を推進する。（法務省、関係府省庁）
- ④ 人権教育の先進的な取組を実施する推進地域・指定校の指定による実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を行うとともに、都道府県教育委員会の人権教育担当者や教員、社会教育担当者等を対象とする各種研修・会議等の機会を通じて、当該分野の関連法規等について周知を行うなどして、地域や学校における取組を推進する。（文部科学省）【再掲】
- ⑤ 社会的身分又は門地などの不合理な理由で就職の機会が制限されることを防ぐため、適性と能力に基づいた公正な採用選考システムの確立が図られるための取組を推進する。（厚生労働省）
- ⑥ 第二種社会福祉事業を行う隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行い、福祉の向上や人権啓発の住

民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、更なる啓発活動を推進する。(厚生労働省)

- ⑦ 都道府県及び全国農林漁業団体が、農林漁業を振興する上で阻害要因となっている部落差別(同和問題)を始めとした広範な人権課題に関する研修会等の教育・啓発活動を、農漁業等関係農林漁業団体の職員を対象に行う。(農林水産省)
- ⑧ 中小企業・小規模事業者等に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、部落差別(同和問題)を含む人権問題への理解を深めるための啓発事業を実施する。(経済産業省)
- ⑨ 不動産業界に対し、機会を捉え、教育・啓発活動の一層の推進、事業者に対する周知徹底・指導等を要請するとともに、宅地建物取引士の法定講習等において、部落差別(同和問題)を含めた宅地建物取引業における人権問題に関する教育・啓発を実施する。(国土交通省)

(1) 相談・支援等

- ① インターネット上の誹謗中傷等の違法・有害情報に関し、一般利用者等からの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う違法・有害情報センターの運営を支援する。(総務省)【再掲】
- ② 部落差別(同和問題)をめぐる人権問題等について、全国の法務局・地方法務局において人権相談に応じるとともに、人権相談等を通じて人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講ずる。このうち、インターネット上で特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する情報については、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるとの考えの下、原則として削除要請等の措置を講ずる。(法務省)
- ③ 第二種社会福祉事業を行う隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を行い、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、更なる啓発活動を推進する。(厚生労働省)【再掲】

東京都同和問題懇談会答申（抜粋）

昭和53年7月21日

東京都知事 美濃部 亮吉殿

東京都同和問題懇談会会長 岩井 章

東京都における同和行政の基本的あり方について（答申）

昭和51年2月3日諮問のあったこのことについて、
審議の結果、別紙のとおり答申します。

前 文

昭和51年2月3日、当懇談会は、東京都知事から「都政における重要課題の一つである同和行政のあり方に関し、東京の地域の実態に即していかにあるべきか」についての諮問をうけた。

同和問題は、いうまでもなく人類普遍の原理である基本的人権の尊厳とその保障にかかわる重大な問題であり、その早急な解決は、日本国憲法が定める真の民主主義社会を実現するためにも一日もゆるがせにできない課題である。

東京都における同和行政のあり方を検討するには、このような同和問題の本質を基本に据えて問題を直視することが、最も重要なことであるが、また同時に、東京という大都市が有している地域の実態に着目し、その地域的特質に適合した行政施策のあり方を追求しなければならない。

当懇談会は、終始このことを念頭に置いて、諮問事項について慎重な審議を重ねてきた。この間、総会を17回、部会を6回開催するとともに、現地の視察や関係区長・市長からのヒアリング等を実施した。さらに本年5月12日には、同和对策事業特別措置法に関し、同法の延長の措置をとるよう都は国に強く要請すべきである旨の意見具申を行った。

このような審議の結果、ここに当懇談会は、諮問事項について提言をとりまとめたので、都におかれては、この趣旨を十分尊重し、一日も早く同和問題を解決するために、今後一層の努力を期待するものである。

第1 理 念

1 同和問題の本質

同和問題とは、国の同和对策審議会答申（以下「同対審答申」という。）にいう「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」である。

わが国は、戦後、民主主義国家として現行憲法を制定し、すべての国民の人間としての自由と平等をうたった基本的人権の保障を規定した。しかしなお、国民相互の間に、部落差別をはじめ、心身障害者差別、男女差別等幾多の差別が存在し、被差別者は、当然享受すべき権利を実質的に保障されない現実が存在していることは否定できない。

こうした社会的差別の中で、部落差別が極めて異質であるのは、同対審答申にもいわれているように、それが幕藩体制の下で制度化された身分的差別に由来するためである。この制度は、明治4年の「解放令」によって制度的には廃止されたにもかかわらず、以来今日に至るまで部落差別は完全には解消されず、現行憲法の制定など戦後の民主化の中でもいまなお残存している。

このような部落差別は、民主主義を標榜するわが国にとって恥ずべき事象であり、行政と自主的運動との調和を保ち、かつ相互の自主的努力によってすべての国民の理解を促がし、一日も早く解決すべき焦眉の課題である。

2 東京における同和問題の特質とその基本的考え方

東京が他の都市、他の地域と異なった点は、日本の首都であり、巨大都市であることにある。明治以後の東京は、震災、戦災による二度の大きな変化と、戦後の高度経済成長期を頂点とする人口、産業の極度の集中によって巨大化し、旧来の地域的コミュニティが急

激に崩壊しつつある。このような都市内部の構造は、生活圏域の広域化と都市の膨張等により、かつての農村地域であった周辺区部、三多摩地区にも一般的となっている。

東京のこうした特徴は、東京の同和問題にも色濃く反映している。
すなわち

第1に、地域的コミュニティの変化にともない、いわゆる「未解放部落」（以下「同和地区」という。）の地域が明確でなくなっていること。

第2に、人口の集中にともない、東京に居住する同和地区出身者は、他府県からの来住者が多くなっていること。

第3に、都市内部における機能的諸集団の発達にともない、地域的コミュニティのほか、たとえば職域や学校等の集団において差別事象が発生していること。

第4に、生活圏域の拡大にともない、他府県にまたがる広域的な差別事象が発生していること。
などをあげることができる。

これらの特徴は、東京の同和問題がたとえば先の同対審答申で「同和問題の特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。」としているような観点からだけでは、十全に把握しえないことを意味している。

したがって、その意味では、東京都の同和行政は、同対審答申・同和对策事業特別措置法（以下「同特法」という。）の精神及び東京の同和問題の特質をふまえた視点から、一日も早く差別を解消するために、都民一人ひとりが人権に目覚め、さらに地域・職域・学校等において、人権尊重の共通の自覚をもつよう働きかける方向にむかわなければならない。

当懇談会は、諮問事項に対する提言にあたっては、以上のような視点を基本に置き、次の2点をふまえて審議をした。

- ① 同和問題の解決は国民的課題であるという建前から、広く都民全体を代表する公正な立場を心掛けたこと。
- ② 東京都における同和問題の歴史と現状を十分認識し、現実性のある立場を心掛けたこと。

東京都人権施策推進指針（概要）

～誰もが幸せを実感できる「世界一の都市・東京」を目指して～

平成 27(2015)年 8 月改定

I 人権を取り巻く現状

1 人権をめぐる国内外の動向

20 世紀における二度の世界大戦の反省から、平和の実現にとって人権の尊重が大切であるということが国際的な認識となりました。このため国際連合（国連）は、昭和 23（1948）年の世界人権宣言をはじめ、昭和 40（1965）年の「人種差別撤廃条約」採択、昭和 41（1966）年の「国際人権規約」採択、昭和 54（1979）年の「女子差別撤廃条約」採択等、国際的な人権規範の整備に積極的に取り組んできました。

平成 5（1993）年に、ウィーンにおいて世界人権会議が開催されました。この会議において、人権が普遍的であり、正当な国際的関心であること等が確認されました。これを受けて国連は、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までを「人権教育のための国連 10 年」とし、行動計画を策定しました。さらに、その終了を受けて「人権教育のための世界計画」を策定し、終了期限を設けず 3 年ごとのフェーズ及び行動計画を策定しています。

近年では、「障害者権利条約」や「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んでいます。一方、組織に関する国際規格の分野では、平成 22（2010）年に発行された ISO26000¹において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題の一つとして位置付けられています。

我が国においては、日本国憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、法制度の整備など様々な取組を行ってきました。

¹ 「ISO26000」；あらゆる組織（企業に限らない）の社会的責任に適用可能なガイドライン規格で、国際標準化機構が平成 22（2010）年に発行しました。

国は、平成 12（2000）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定しました。この法律では、国及び地方公共団体は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として、人権教育及び人権啓発を実施する責務を有するとされており、また、国民は、人権尊重の精神の涵（かん）養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされています。

この法律を受け、国は、平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

また、近年では、障害者・高齢者・子供に対する虐待防止や女性・障害者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律が制定されるなど、個別の人権課題ごとの法整備が進んでいます。

人権尊重や差別根絶に向けての国際的な取組は続けられており、我が国としても、引き続きそれに応えていく必要があります。

2 東京における人権の状況

東京都は、東京を活力があり人々が安心して暮らせる都市とし、世界中の人々を惹きつける魅力ある国際都市東京をつくるため、人間の存在と尊厳を守る人権施策を総合的に推進する「東京都人権施策推進指針」を平成 12（2000）年に策定しました。指針に基づき、着実に人権施策を推進してきましたが、策定から 14 年が経過し、社会・経済状況の変化や法の改正等による人権施策の枠組みの変化等とともに、人権課題も多様化・複雑化してきています。

例えば、法務省の「人権教育・啓発に関する基本計画」は、平成 23（2011）年に変更があり、「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項

が追加されています。また、平成 25 (2013) 年に東京都が実施した「人権に関する世論調査」では、人権が尊重されていると感じている人が 74%ですが、「高齢者」、「女性」、「子供」に加えて、「インターネットによる人権侵害」、「北朝鮮による拉致問題」、「震災に伴う人権の問題」等の新しい人権課題への都民の関心が高まっていることが明らかになっています。さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥し、差別意識を生じさせることになりかねないヘイトスピーチが社会的問題となっています。

平成 26 (2014) 年 12 月に発表された「東京都長期ビジョン」では、目指すべき将来像を「『世界の都市・東京』の実現」とし、生活習慣・文化・価値観などの多様性や人権が尊重され、誰もが幸せを実感できる都市、誰もがそこに住み続けたいと思う都市こそが、真に魅力的な世界の都市であるとしています。

平成 32 (2020) 年に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。国際オリンピック委員会 (IOC) によって定められた「オリンピック憲章」の「オリンピズムの根本原則」では、オリンピックは人権に配慮した大会であることがうたわれています。東京は、都市や社会のあり方等に関して、国際社会からこれまで以上に人権尊重の理念の実現が求められています。

Ⅱ 基本理念と施策展開の考え方

1 人権施策の基本理念

東京都は、次に掲げる基本理念の下、人権施策を推進していきます。

日本の首都・東京は、国の内外から、民族、国籍、宗教、文化、性別、年齢など、様々な背景や属性のある多くの人々が集まる国際都市である。

東京都は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、「世界の都市・東京」の実現を目指している。日本や世界の各地から集まった、様々な背景・属性のある都民や来訪者など全ての人々が、お互いに、生活習慣、文化、価値観等の違いを認め合い、心のバリアフリー

を実現し、幸せを追求できる都市とすることが必要である。

このため、東京都は、

- ① 人間としての存在や尊厳が尊重され、思いやりに満ちた東京
- ② あらゆる差別を許さないという人権意識が広く社会に浸透した東京
- ③ 多様性を尊重し、そこから生じる様々な違いに寛容な東京

を基本理念として人権施策の推進に取り組み、国際都市にふさわしい人権が保障された都市を目指す。

2 施策展開に当たっての考え方

東京都は、人権施策の基本理念を具体化するために、次の五つの「施策展開に当たっての考え方」の全てを尊重し、公平・公正な人権施策を実施していきます。

(1) 助け合い・思いやりの心の醸成

東京都は、東京で暮らす人や訪れる全ての人が夢と希望、幸せを実感できる成熟した都市となることを目指しています。そのためには、行政はもとより、一人一人が、支援を必要とする人々に対する理解を深め、積極的な手助けを行っていくとともに、人々が互いに支え合う、助け合い・思いやりの心を醸成していきます。

(2) 多様性への理解

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、東京には、これまで以上に、民族、国籍、宗教、文化、価値観など、多様な背景を持った多くの人々が集まることとなります。都民をはじめ全ての人々が、こうした多様性を理解し、尊重し合い、共有できるよう、東京都は「あらゆる差別を許さない」という姿勢で取り組んでいきます。

(3) 自己実現の支援

人権には、個人の自己決定を尊重するという基本的な考え方があります。すなわち、個人は、他者からの支配・介入を排除し、自らのことを自らが決定することにより、人間としての尊厳を確保し、自立した生活が可能になります。東京都の施策は、そうした観点から、自己決定を尊重し個人の自己実現を支援するという考え方を基本として実施していきます。

(4) 公共性の視点

東京都は、人権を尊重することには、他の人の人権や公共の利益との調和を図ること、すなわち公共性の考え方が含まれていることを踏まえ、施策を実施していきます。

(5) 公平な機会の確保

人権施策の展開に当たっての国際的な潮流として、全ての人々が積極的に社会参加や貢献のできる社会を築くことを目指すことが挙げられます。そのために、東京都は、あらゆる人々が排除されることなく、能力を十分に発揮し、社会で活躍できるよう、公平な機会を確保するための環境を整備することに努めていきます。

Ⅲ 人権課題ごとの現状と東京都の施策の方向性

5 同和問題

<現状>

同和問題（部落問題）とは、封建時代の身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、様々なかたちで現れている我が国固有の重大な人権問題です。

現在もなお、同和地区（被差別部落）の出身という理由で様々な差別を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

これまで、問題解決のため国や地方自治体は様々な取組を行ってきましたが、依然として、公共施設等に差別落書きや貼り紙をする、インターネット上に悪質な書き込みをする、就職差別や結婚差別、土地差別につながるおそれのある身元調査・土地調査等を行うといった事例が起きています。平成 25（2013）年に東京都が実施した「人権に関する世論調査」では、子供の結婚相手が同和地区出身者であった場合に結婚を認めないとの回答が一定割合あるなど、依然として根強い差別意識が残っています。

また、同和問題を口実として何らかの利益を得るために不当な要求を行うえせ同和行為は、同和問題解決の妨げとなっています。

<施策の方向性>

同和問題に関する差別意識の解消に向けて、都民一人一人の同和問題についての理解と認識が深まるよう、様々な啓発や相談に取り組んでいくとともに、学校教育及び社会教育を通じて、同和問題の解決に向けた取組を推進していきます。また、就職差別をなくすための啓発事業など、国や区市町村と連携した取組を行うとともに、企業等が実施している啓発事業に対する支援を行っていきます。

さらに、企業の担当者や行政機関等を対象に、えせ同和行為への正しい対応方法を周知するための啓発活動を実施するなど、えせ同和行為を排除するための取組を実施していきます。

1 女性

<現状>

- 男女平等参画は着実に前進しているが、雇用の分野等で十分でない現状
- 配偶者からの暴力やストーカー行為等の人権侵害が発生

<施策の方向性>

- 男女平等参画促進の取組を推進するとともに、都民、事業者に対し、相談・支援・啓発を実施
- 相談や一時保護等の支援の充実、警察による規制、取締り

2 子供

<現状>

- 家庭や地域における子育て機能の低下
- 児童虐待やいじめも依然として大きな問題
- 子供が犯罪に巻き込まれる事態が発生

<施策の方向性>

- 保育サービスの充実やひとり親家庭への支援
- 児童虐待に対する関係機関の連携強化と支援体制の整備
- 子供を犯罪被害から守るための啓発

3 高齢者

<現状>

- 年齢を理由とする就職や社会参加の機会の制約
- 高齢者に対する虐待が深刻化
- 高齢者を狙った悪質商法が発生

<施策の方向性>

- 高齢者が社会活動に参加するための環境作り
- 虐待防止のための区市町村の取組支援
- 悪質商法等に対する啓発及び相談

4 障害者

<現状>

- 障害のある人には、段差などの「物理的なバリア」、就業や生活に関する「制度・慣行的なバリア」、 「情報面のバリア」、差別や偏見等の「心のバリア」など様々なバリアがある

<施策の方向性>

- 福祉のまちづくりの推進
- 障害者の地域生活支援や就労支援
- 障害のある人もない人も、お互いに理解し合い、支え合う共生社会を目指した啓発の推進

6 アイヌの人々

<現状>

- アイヌ文化の十分な保存、伝承がされていない
- 偏見や差別が依然として存在

<施策の方向性>

- アイヌの人々に対する理解と認識を深め、偏見や差別の解消を目指し、アイヌの歴史や文化の啓発等に取り組む

7 外国人

<現状>

- 言語、文化、生活習慣等の違いやこれらへの無理解から、外国人に対する差別や偏見が見られる
- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題に
- 外国人が日常生活に支障を来したり、誤解やトラブルが発生

<施策の方向性>

- ヘイトスピーチに対する国と連携した啓発を一層強化していくとともに、スポーツ団体等との連携により、多文化共生の重要性を啓発
- 東京に暮らす外国人からの生活相談への対応や様々な生活場面での多言語化の充実

8 HIV感染者・ハンセン病患者等

<現状>

- 誤った知識や無理解から、エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病患者等に対する差別や偏見がみられる

<施策の方向性>

- 民間団体等と連携した、HIV検査や相談による支援の充実
- 正しい理解と差別や偏見をなくすための啓発

9 犯罪被害者やその家族

<現状>

- 身体的被害のほか、二次的被害（財産的被害、中傷・偏見）に苦しんでいる
- 性犯罪、性暴力被害も深刻

<施策の方向性>

- 相談窓口の設置等、民間団体、警察、医療機関と連携した支援の一層の充実
- 性犯罪被害者に対する支援の充実

10 インターネットによる人権侵害

<現状>

- インターネット上でのプライバシーの侵害、名誉棄損が頻繁に発生
- 未成年者が犯罪に巻き込まれるなどの事例が発生

<施策の方向性>

- インターネットの利用について、ルールやマナーの啓発
- 国の人権擁護機関や警察と連携した取組
- 青少年向けの相談窓口等による救済の実施

11 北朝鮮による拉致問題

<現状>

- 国家主権の侵害であるとともに、重大な人権侵害である北朝鮮による拉致問題は、いまだに解決に至っていない

<施策の方向性>

- 拉致問題についての正しい知識の普及を図り、都民の関心と認識を深めるための取組を積極的に推進

12 災害に伴う人権問題

<現状>

- 東日本大震災後、避難所等のプライバシー確保、女性、高齢者等への配慮の必要性が認識される

<施策の方向性>

- 災害時における要配慮者の視点を踏まえた取組
- 防災対策における女性の参画の推進

13 ハラスメント

<現状>

- 近年、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど様々なハラスメントが問題となっている

<施策の方向性>

- 様々な相談窓口の周知
- 職場での相談窓口の設置や研修等を促す

14 性同一性障害者

<現状>

- 疾病として認められているが、社会の認識が不十分で偏見を持たれ、差別的な扱いを受けることがある
- 法整備により条件を満たす者は性別変更が可能

<施策の方向性>

- 正しい知識の普及、偏見・差別の解消を目指した啓発、相談

15 性的指向

<現状>

- 偏見や差別により、社会生活の様々な面で、人権に関わる問題が発生
- 憲法で「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定

<施策の方向性>

- 多様性への理解と偏見・差別の解消を目指した啓発、相談

16 路上生活者

<現状>

- 路上生活者は減少しているものの、高齢化や路上生活の長期化により厳しい生活
- 偏見や差別による襲撃、嫌がらせ

<施策の方向性>

- 自立支援に向けた総合的な対策の推進
- 偏見や差別をなくす啓発

17 様々な人権課題

「刑を終えて出所した人」、「個人情報流出やプライバシー侵害」、「親子関係・国籍」、「人身取引」等

IV 施策の進め方

1 総合的な人権施策の展開

東京都では、これまで女性や子供、高齢者、障害者、同和問題等の人権課題を解決するために、それぞれの課題ごとに、その問題が抱える固有の経過と状況を踏まえて施策を講じてきました。引き続き、それぞれの施策体系の下で、必要な施策を実施していきます。

一方、人権課題は複雑化・多様化しており、また、新しい人権課題も生じていることから、従来の施策体系では対応が困難となる事例が発生しています。そうした課題の解決に向けては、以下の三つの観点により総合的な取組を展開していきます。

同時に、それぞれの施策体系の下で実施している事業についても、総合的に推進していくために以下の三つの観点を踏まえ、事業相互の関係性やその事業の必要性、効率性等も考慮し、不断の見直しを行っていくことが必要です。

東京都の人権施策は、中立・公正な立場から、総合的かつ効果的、効率的に実施していきます。

(1) 啓発・教育

①都民に人権尊重の意識が浸透するための総合的な啓発の推進

②学校教育・社会教育における人権教育・学習の推進

③東京都職員等が人権感覚を身に付けるための研修の充実

人権尊重の意識が社会全体に広く浸透するためには、「法の下での平等」や「個人の尊重」といった普遍的な視点からアプローチする方法と具体的な人権課題に即した個別的な視点からアプローチする方法を組み合わせ、人権の意義と価値、人権に配慮した態度や行動の大切さを社会の共通認識として醸成し、育むことが重要です。

そのために、あらゆる機会を捉え、都民一人一人が様々な人権課題を正しく理解し、人権尊重の意識が日常的な行動や態度に現われるように総合的な人権啓発を推進していきます。啓発活動の実施に当たっては、インターネットやマス・メディアの活用など多様な手法を取り入れ、創意工夫を凝らすとともに、対象となる人々の感性に訴え、自然と受け入れられるよう留意する必要があります。

多様な人々が共に暮らす東京にあって、全ての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められています。国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」等を踏まえ、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、様々な人権課題に関わる差別や偏見をなくするため、学校教育及び社会教育を通じて、人権教育を推進していきます。

また、行政の仕事は全て人権に深い関わりを持つことから、東京都職員等は、日頃から都民一人一人の人権に配慮した行動・言動を身に付ける必要があります。人権感覚を身に付けるための研修の充実が求められています。

(2) 救済・相談

①都民のニーズに対応した相談窓口の設置

②一時保護機能と自立等の支援の充実

③相談・保護関係機関における相互連携の強化

現実に都民の人権が侵害されたり、侵害されるおそれがある場合、適切に救済され、相談できる仕組みを作る必要があります。

まずは、都民のニーズに対応できる総合的な人権相談や専門相談等の窓口を整備する必要があります。

また、人権が侵害された人や侵害されるおそれがある人を一時的に保護することのできる機能やそれらの人の自立を支援するための機能を充実させ、早期解決と人権の回復を図ります。

さらに、相談機関や保護関係機関における相互連携を強化し、情報を共有することにより、迅速かつ適切な救済を図ります。

救済・相談は、国・区市町村との適切な役割分担の下で取り組む必要があります。

(3) 支援・連携

①人権課題への取組を促進するための支援

②人権尊重の理念の普及に取り組む様々な団体等との連携

③専門的知識やノウハウを有する団体等との協働

人権が尊重される社会を作るためには、都民やNPO、企業、大学など多様な主体の参画による社会の連帯の力が必要です。そのためには、それぞれの主体性や自主性を尊重しながら、中立・公正の立場から連携していく必要があります。

全ての人々が暮らしやすい社会を作るためには、幅広い主体の取組を促進する必要があります。こうした取組に対しては、技術的な助言など必要に応じた支援を行っていく必要があります。

また、企業やスポーツ・文化団体、研究・教育機関には、自主的に人権尊重の理念の普及に取り組んでいる団体があります。こうした民間団体等と連携し、パートナーとして共に事業に取り組み、人権課題の解決に努めていきます。

さらに、NPO等の民間団体には、専門的な知識やノウハウを有する団体が存在します。人権課題によっては、必要に応じて、こうした団体等と協働しながら取組を進めていくことも大切です。

2 民間団体、国、他自治体等との連携

人権尊重の理念が広く浸透した都市を実現するためには、とりわけ様々な主体が人権施策に参画し、連携して取り組む必要があります。都民、企業、民間団体、国、他自治体等、多様な主体がそれぞれの特性を活かし、多角的に東京都の施策に関わっていくことにより実効性のある人権施策を展開していくことが可能となります。人権課題が複雑化・多様化している今、東京都は、特に以下の取組、連携を強化していきます。

(1) 企業の自主的な取組との連携

企業の社会的責任（CSR）への関心が高まる中、平成 22（2010）年、国際標準化機構が発行したガイドンス規格（ISO26000）の中で、組織の社会的責任の中核課題の一つとして人権が明記され、企業はより一層人権に配慮した活動を行うことが求められています。

人権に関わる取組は、行政が全てを担うものではなく、広く社会を支え活動する企業等が主体的に取り組むことが期待されます。

東京都は、企業が行う人権に関わる自主的な取組を促すとともに、先駆性、機動性、柔軟性等において優れた企業の取組と連携した施策を推進していきます。

(2) スポーツ・文化団体等と連携した啓発の推進

東京都はこれまでもスポーツ・文化団体等と連携した啓発を推進してきました。例えば、プロスポーツの試合会場では、選手が出演する人権啓発映像を上映したり、人権啓発冊子や物品を配布しています。

このような取組は、子供、若者層を含めた幅広い世代に向けて、多様な手法によって人権問題の正しい理解と認識を広く深める契機とすることができるもので、今後も一層推進していきます。

(3) 様々な主体との連携

企業だけでなく、NPOや教育・研究機関等の多様な民間団体、人権侵害を受けた人々等が、人権問題に対処するため様々な活動を行っており、人権が尊重された地域社会の実現に大きく寄与しています。

人権問題が複雑化・多様化する中、人権尊重の理念の普及や人権問題の解決には、様々な主体による多岐にわたる支援や啓発活動が求められています。

東京都は、関係者のニーズを把握し、今後も、様々な主体等との連携を進めていきます。

また、東京都の監理団体である公益財団法人東京都人権啓発センターは、民間団体の持つ機動性や効率性、柔軟性等を発揮することにより東京都の人権施策を補完・代行する役割を果たしてきました。東京都人権啓発センターは、今後、東京都、区市町村、民間団体との連携を一層強化し、様々な主体の取組を側面から支援するとともに、積極的かつ効果的な人権啓発の取組を展開することが求められます。

(4) 国、他自治体との連携

近年のインターネットによる人権侵害に代表されるように、人権問題は一自治体のみでは解決が困難なものが多数発生していることから、その解決のために、東京都は、国及び他の道府県等との一層の連携強化に努めていきます。

また、住民に最も身近な行政機関である区市町村は、地域や住民の実情を踏まえたきめ細かな取組が期待されており、東京都は区市町村との適切な役割分担の下、更に連携を図っていきます。

V 重点プロジェクト

東京都は、この指針が示す人権施策の基本理念や考え方を踏まえ、国際都市にふさわしい人権尊重の理念が浸透した社会の実現を目指して、様々な施策に取り組んでいきます。

各局は、相互に連携を図りながら、各人権課題についてそれぞれの施策体系の下に必要な取組を着実に実施していきます。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、人権尊重の理念が浸透した社会を実現するための起爆剤としての取組を計画的に推進していきます。

1 オリピック開催に向け、人権尊重都市「東京」を内外に向け発信

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を史上最高の大会にするため、東京都は、過去のオリンピック・パラリンピック開催都市で実現・継承された人権についての取組を調査し、大会の成功に向けた人権施策に生かしていきます。あわせて、効果的なアピール手法を研究し、東京は人権が尊重された都市であることを国内外に向けて発信していきます。

2 幅広い都民に訴えかける大型啓発キャンペーンにより都民の人権意識を醸成

東京都は、これまで人権週間を中心とした様々な都民への啓発に取り組んできました。

今後は、多文化共生社会の実現など機を捉えたテーマを取り上げ、若い世代から高齢者まで幅広い層の都民が人権の大切さについて考え、理解するための場を提供するために、分かりやすく親しみやすい手法を取り入れ、大規模で効果的な啓発キャンペーンを展開していきます。

キャンペーンの展開に当たっては、国や区市町村、企業等、多様な主体と連携していくとともに、インターネットをはじめとした様々なメディアを活用していきます。

3 人権施策を推進するための第三者機関の設置

東京都は、有識者から構成される常設の第三者機関「人権施策推進会議（仮称）」を設置し、本指針の基本理念の実現に向けた取組や新しい人権課題等への対応に関する助言を受けます。

専門的見地からの助言を踏まえ、本指針の基本理念の実現に迅速・的確に対応した人権施策を中立・公正の立場から推進していきます。

4 人権啓発拠点の機能強化

東京都は、人権や人権問題に関する啓発及び情報を収集・提供するとともに、人権問題に関する相談を受ける機能を備えた施設として、「東京都人権プラザ」を設置しています。今後は、人権啓発の拠点である「東京都人権プラザ」が、これまで以上に多くの人に利用されるよう、更なる機能強化に向け、人権に関する展示事業や情報提供事業等を充実させていきます。

東京都は、積極的にこうした取組を実施していくことにより、人権尊重の理念を広く社会に発信し、浸透を図っていきます。

東京都オリンピック憲章にうたわれる 人権尊重の理念の実現を目指す条例(抜粋)

平成30(2018)年10月制定

東京は、首都として日本を牽引するとともに、国の内外から多くの人々が集まる国際都市として日々発展を続けている。また、一人一人に着目し、誰もが明日に夢をもって活躍できる都市、多様性が尊重され、温かく、優しさにあふれる都市の実現を目指し、不断の努力を積み重ねてきた。

東京都は、人権尊重に関して、日本国憲法その他の法令等を遵守し、これまでも東京都人権施策推進指針に基づき、総合的に施策を実施してきた。今後さらに、国内外の趨勢を見据えることはもとより、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念が、広く都民に浸透した都市を実現しなければならない。

東京に集う多様な人々の人権が、誰一人取り残されることなく尊重され、東京が、持続可能なより良い未来のために人権尊重の理念が実現した都市であり続けることは、都民全ての願いである。

東京都は、このような認識の下、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性を尊重する都市をつくりあげるとともに、様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする。そして、人権が尊重された都市であることを世界に向けて発信していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現

(目的)

第一条 この条例は、東京都(以下「都」という。)が、啓発、教育等(以下「啓発等」という。)の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的とする。

(都の責務等)

第二条 都は、人権尊重の理念を東京の隅々にまで浸透させ、多様性を尊重する都市をつくりあげていくため、必要な取組を推進するものとする。

- 2 都は、国及び区市町村(特別区及び市町村をいう。以下同じ。)が実施する人権尊重のための取組について協力するものとする。
- 3 都民は、人権尊重の理念について理解を深めるとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、人権尊重の理念について理解を深め、その事業活動に関し、人権尊重のための取組を推進するとともに、都がこの条例に基づき実施する人権尊重のための取組の推進に協力するよう努めるものとする。

人権に関する都民の意識調査(抜粋)

21世紀は「人権の世紀」といわれ、社会の進展の中で生じている様々な人権問題に対する取り組みが、ますます重要になってきています。

こうした中で、人権に関する都民の意識等を把握し、今後の人権施策を進めていくための基礎資料として活用するため、調査を実施しました。

掲載の表は、令和6(2024)年度に実施した人権に関する都民の意識調査から、同和問題やインターネット、啓発に関連のある事項について抜粋しました。

令和6(2024)年度「人権に関する都民の意識調査」概要

調査項目

- 日本の社会における人権の尊重
- 人権に対する意識・関心
- 個別の人権課題について
- 啓発事業等について

調査方法

インターネットモニターを対象としたWebアンケート調査

調査対象

都内に在住する満18歳以上の男女5,000人
18歳・19歳は合計180人程度とし、20代から70歳以上の年齢層及び男女比は概ね均等に配分している。

調査実施期間

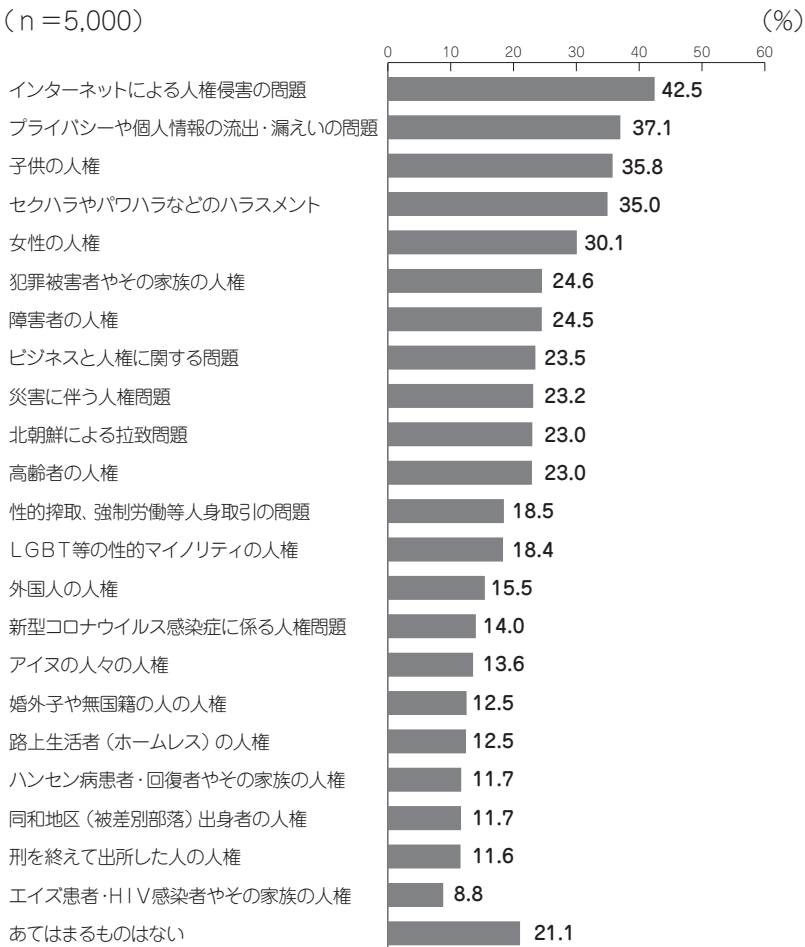
令和6(2024)年7月24日～8月7日

※ 人権に関する都民の意識調査の詳細については、東京都総務局人権部のホームページ「じんけんのとびら」で紹介しています。
<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/>

2. 人権に対する意識・関心

問3 人権に関わる問題のうち、あなたが関心のあるものをすべてお選びください。

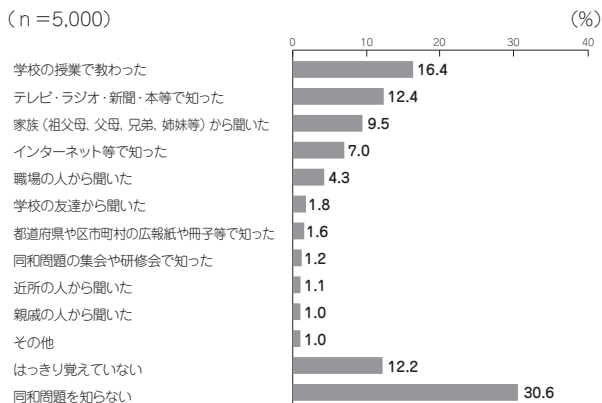
(n=5,000)



関心のある人権問題は、「インターネットによる人権侵害の問題」が42.5%で最も高く、次いで「プライバシーや個人情報の流出・漏えいの問題」37.1%、「子供の人権」35.8%、「セクハラやパワハラなどのハラスメント」35.0%、「女性の人権」30.1%と続いている。

6. 同和問題に関して

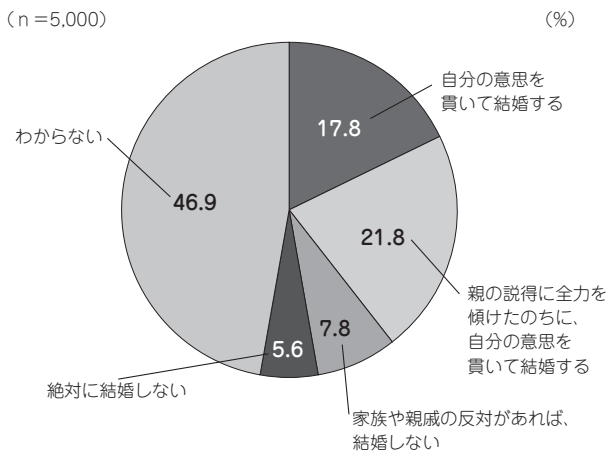
問11 あなたが、同和地区や同和問題について、はじめて知ったきっかけは何ですか。この中からあてはまるものを1つお選びください。



同和地区や同和問題をはじめて知ったきっかけは、「学校の授業で教わった」16.4%、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・本等で知った」12.4%、「家族(祖父母、父母、兄弟、姉妹等)から聞いた」9.5%と続いている。

なお、「同和問題を知らない」は30.6%であった。

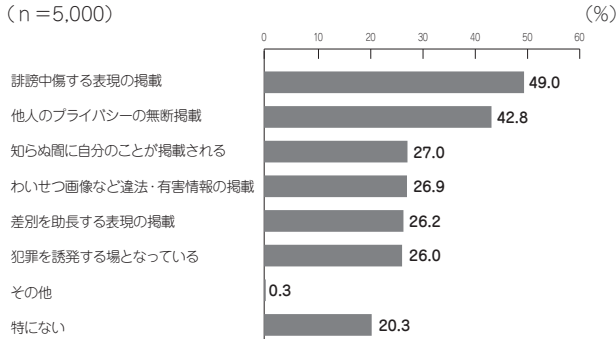
問12 仮にあなたが同和地区の人と結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。



同和地区の人との結婚を、親や親戚から強く反対されたらどうするか聞いたところ、全体では「自分の意思を貫いて結婚する」が17.8%で、「親の説得に全力を傾けたのちに、自分の意思を貫いて結婚する」の21.8%を合わせた『結婚する・計』は39.6%であった。

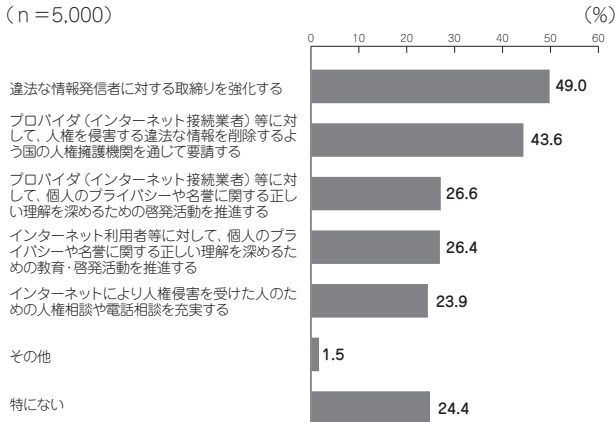
8. インターネットによる人権侵害

問18 あなたが、インターネット上の人権侵害に関する事柄で、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。この中からあてはまるものを3つまでお選びください。



インターネット上の人権侵害に関する事柄で、特に問題があると思うことは、「誹謗中傷する表現の掲載」が49.0%で最も高く、次いで「他人のプライバシーの無断掲載」42.8%、「知らぬ間に自分のことが掲載される」27.0%、「わいせつ画像など違法・有害情報の掲載」26.9%と続いている。

問19 あなたは、インターネット上の人権侵害を解決するためにはどのようなことが有効だと思いますか。この中からあてはまるものを3つまでお選びください。

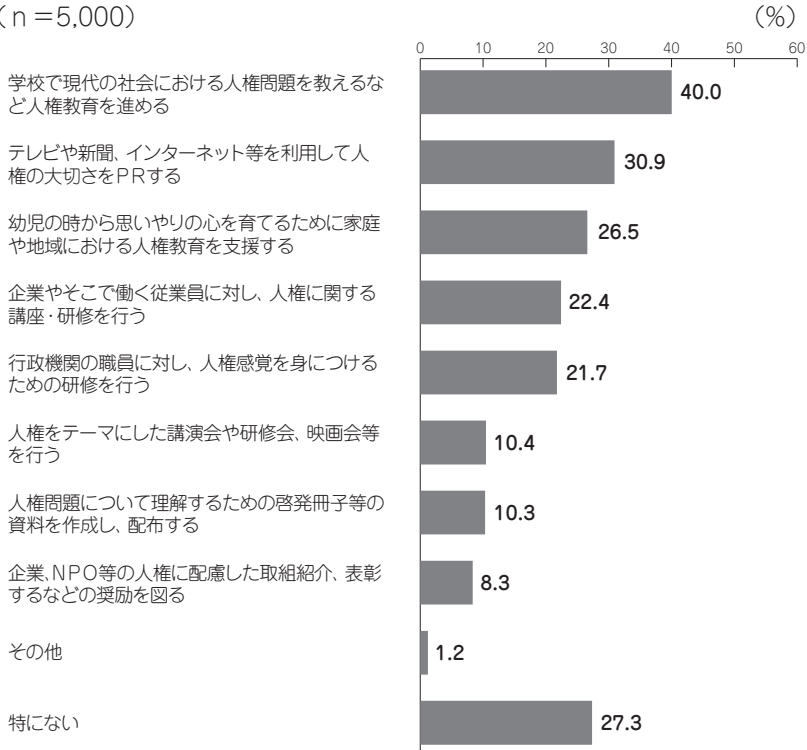


インターネット上の人権侵害を解決するために有効だと思うことは、「違法な情報発信者に対する取締りを強化する」が49.0%で最も高く、次いで「プロバイダ(インターネット接続業者)等に対して、人権を侵害する違法な情報を削除するよう国の人権擁護機関を通じて要請する」43.6%、「プロバイダ(インターネット接続業者)等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進する」26.6%と続いている。

9. 啓発事業について

問20 人権啓発・教育の推進のために、東京都が特に力を入れるべきだと思うことは何ですか。この中からあてはまるものを3つまでお選びください。

(n=5,000)



人権啓発・教育の推進のために、東京都が特に力を入れるべきだと思うことは、「学校で現代の社会における人権問題を教えるなど人権教育を進める」が40.0%で最も高く、次いで「テレビや新聞、インターネット等を利用して人権の大切さをPRする」30.9%、「幼児の時から思いやりの心を育てるために家庭や地域における人権教育を支援する」26.5%と続いている。

なお、「特になし」は27.3%であった。

公正採用選考に関する労働大臣の要請文

拝 啓

日頃から労働行政の運営について格別の御配意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

我が国経済は、景気の低迷状態が続き、雇用情勢は完全失業率が依然として高水準で推移しているなど、厳しい状況が続いています。

こうした中であって、産業界の皆様が雇用の安定に向けて真摯に取り組まれていることに対しまして深く敬意を表する次第です。

労働省におきましては、このような雇用失業情勢の中で、国民の皆様方の雇用に対する不安を払拭し、再び希望と活力にあふれた経済社会をつくりだすべく、「雇用活性化総合プラン」などの対策を始めとして、労働行政の総力をあげて、取り組んでいるところです。

また、同時に、働く人一人ひとりが希望にあふれ安心して働ける社会を実現するためには、各人の人格が尊重され、職業選択の自由が保障されることにより、その能力を活かすことのできる職業に就いていただけるようにすること、すなわち、就職の機会均等の確保を図ることが重要な課題の一つであると考えます。

このため、労働省では、かねてより、企業における採用選考に当たって、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考が図られるよう、雇用主の皆様方に対しまして啓発活動を展開してきたところであり、とりわけ、就職差別を未然に防止するという観点から、採用選考の際の身元調査は行わないよう雇用主の皆様方の御理解と御協力をお願いしてきたところです。

しかるに、今般、大阪府内の調査会社の調査員が、採用調

査の依頼を受けたものについて、部落差別につながるおそれのある調査をした事件が明らかになり、大阪法務局長から当該調査会社に対し、差別を助長する調査を見逃ごしていたとして、文書による「説示」が行われたところです。

私自身本事件は当該調査会社による就職差別につながるおそれの強い身元調査と考えており、かかる事件が発生したことについて、誠に遺憾に思っております。

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つであり、民主社会の基本となるものです。

また、第49回国連総会（平成6年12月）において、「人権教育のための国連10年」の決議が採択され、我が国では、平成9年7月、内閣総理大臣を本部長とする推進本部において、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定・公表し、政府全体をあげて人権教育・人権啓発のための取組みを推進しているところです。

申し上げるまでもなく、企業における採用選考においても、人権尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重することが大切です。

今般の件は、企業の採用調査が発端となっていることは否めないものであり、応募者の適性と能力による公正な採用選考を行うことが何よりも重要です。このことが人権尊重の精神に沿うものであり、ひいては企業の発展にもつながるのではないかと考えます。

もとより、国民が人権尊重の視点から、あらゆる差別意識の解消等に取り組んでいただくよう国民に対し啓発を行うことは、行政の極めて重要な任務と考えておりますが、採用選考の場面に当たっての一方の当事者である企業をはじめ、事業主団体等におかれましても、その社会的責任を自覚し、公正な採用選考に関する主体的、自主的な活動を推進することが望まれます。

貴団体におかれましても、このような趣旨を十分に御理解いただき、今後とも、貴団体傘下各企業において公正な採用選考システムの確立が図られるよう、とりわけ、採用選考の際に、応募者の家族状況など応募者本人に責任のない事項等についての調査を行うことは就職差別につながるおそれがありますので、このような身元調査が行われることのないよう、格別の御配慮を賜りますことをお願い申し上げます。

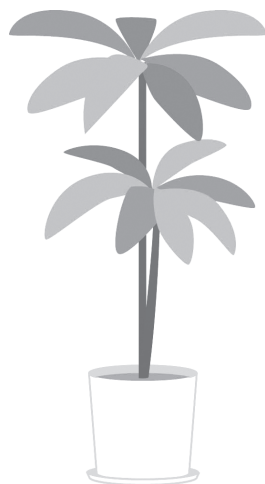
末筆ながら、貴団体及び傘下各企業の益々の御発展をお祈り申し上げます。

敬 具

平成 11 年 4 月 1 日

労働大臣 甘利 明

経済・業種別 107 団体 代表者 あて



公正採用選考に関する東京都労働経済局長の要請文

拝啓

新緑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、公共職業安定所の業務運営につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、同和問題をはじめとする人権啓発については、かねてより、都内ハローワークを通じ、公正な採用選考が行われますよう、雇用主研修会、公正採用選考人権啓発推進員研修等で理解・認識を深めていただきますよう努力を重ねてきたところでございますが、今般、ある調査会社による就職差別につながるおそれの強い身元調査事件が明らかになりました。

企業が調査会社等第三者に依頼して、あるいは近隣の人・友人等を通じて、応募者の本籍、住居・生活状況、家族状況を調べる身元調査の内容は、採用しようとする本人の職務遂行能力とは直接関係のないものであり、身元調査の結果には、無責任な風評・予断・偏見といったものが入りやすく、真実がゆがめられて報告されることが少なくありません。

また、それらの内容によって採否を決めることは、基本的な人権の尊重や職業選択の自由を保障した憲法に反するものであり、採用選考に係る就職差別となります。

どのように評価されたのかも分からない秘密裏に行われた身元調査によって、就職を願っている応募者の夢が打ち砕かれる。このようなことは、差別のない公正な採用選考といえるのでしょうか。その結果、応募者の就職に対する情熱も消え、その後の人生にまで影響することが十分考えられます。

採用選考は、応募者の適性と能力により公正に行われるこ

とが何よりも重要であり、このことが人権尊重の精神に沿うものであります。採用選考の一方の当事者であります企業におかれましては、社会的責任を自覚し、公正な採用選考に関する主体的・自主的な活動を推進することが望まれます。

今後とも、このような趣旨を十分ご理解いただき、採用選考に際しましては、応募者の家族状況など応募者本人に責任のない事項等についての調査を実施しないよう、また、公正な採用選考システムの確立が図られますよう、格別のご配慮を賜りますことをお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴社の益々のご発展をお祈り申し上げます。

敬 具

平成11年 5 月17日

東京都労働経済局長
大関東支夫

各事業主 殿



同和問題（部落差別）についてもっと知りたいときは

同和問題（部落差別）についてもっと知りたい、勉強してみたいときは、次のところへお問合せください。また、ご意見もお聞かせください。

●東京都人権プラザ

東京都は、人権啓発の拠点として、東京都人権プラザを設置しています。管理・運営は、指定管理者である公益財団法人東京都人権啓発センターが行っています。

所在地：〒105-0014

港区芝 2-5-6 芝256スクエアビル 1・2階

開館時間：9：30～17：30

TEL：（03）6722-0123 休館日：日曜日、年末年始

ホームページ：<https://www.tokyo-hrp.jp/>

（主な事業）

- 展示 室：人権問題に関する資料、パネル等の展示（無料）
- 図書資料室：人権に関する図書、DVD等の閲覧・貸出（無料）
- 人権相談：電話・面接等による相談
（原則、都内在住、在勤、在学の方を対象に実施します。）

①一般相談（無料／面接・オンライン相談は要予約）

- ・電話相談：月～金 9：30～17：30
（祝日・年末年始を除く）
TEL：（03）6722-0124 又は（03）6722-0125
- ・面接・オンライン相談：月～金 9：30～17：30（相談時間40分以内）
（祝日・年末年始を除く、火・木は午前中のみ）
予約TEL：（03）6722-0124 又は（03）6722-0125

②法律相談（無料／面接・オンライン相談は要予約）

- ・面接・オンライン相談：火 13：00～16：00（相談時間40分以内）
（第4火・祝日・年末年始を除く）
予約TEL：（03）6722-0124
- ・電話相談：第4火 13：00～16：00（相談時間15分以内）
（祝日・年末年始を除く）
TEL：（03）6722-0126

③「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談（無料）

- 受付時間等：月～金 16：00～22：00
（祝日・年末年始を除く）
受付は21：30まで（1日1回程度60分以内）
アカウント名：インターネットにおける人権侵害相談@東京

④「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談

(無料／面接・オンライン相談は要予約)

・面接・オンライン相談：木 13:00～16:00（相談時間40分以内）

（第4木・祝日・年末年始を除く）

予約TEL：(03)6722-0124

・電話相談：第4木 13:00～16:00（相談時間15分以内）

（祝日・年末年始を除く）

TEL：(03)6722-0126

●同和問題に関する専門相談

所在地：〒111-0024 台東区今戸2-8-5 東京解放会館内

TEL：(03) 6240-6035

○電話相談

相談時間：火・金 9:00～12:00、13:00～17:00

（祝日・年末年始を除く）

○来所相談

必要に応じて実施。要予約。

相談時間：火・金 9:00～12:00、13:00～17:00

（祝日・年末年始を除く）

令和8（2026）年4月1日以降につきましては、人権部ホームページ「じんけんのとびら」内の「相談機関のご案内」にてご確認ください。

●公益財団法人東京都人権啓発センター

公益財団法人東京都人権啓発センターは、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に資するため、次の事業を主に行っています。

- ◆ 人権に関する各種の普及啓発
- ◆ 企業内研修会への講師の出講（有料／要予約）
- ◆ 人権問題に関する情報誌の出版（TOKYO 人権）
- ◆ 東京都人権プラザの管理・運営

所在地：〒105-0014 港区芝2-5-6 芝256スクエアビル 2階

TEL：(03) 6722-0082 FAX：(03) 6722-0084

ホームページ：https://www.tokyo-jinken.or.jp/

●東京都総務局人権部

所在地：〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎13階

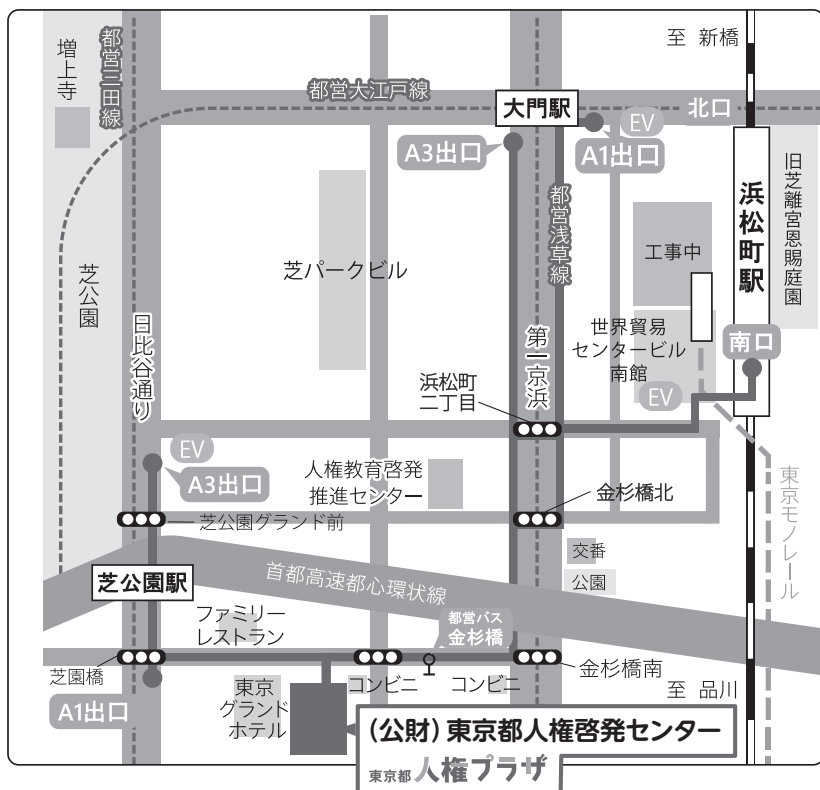
TEL：(03) 5388-2588

ホームページ：「じんけんのとびら」

https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/

【 案 内 図 】

東京都人権プラザ
(公財) 東京都人権啓発センター



【 交 通 】

- 都営三田線「芝公園駅」A 1 出口から徒歩3分(約250m)
(エレベーターはA 3 出口)
- 都営浅草線・大江戸線「大門駅」A 3 出口から徒歩9分(約700m)
(エレベーターはA 1 出口)
- JR線・東京モノレール「浜松町駅」南口(金杉橋方面)から徒歩10分(約800m)
(車いす・ベビーカー等ご使用で東京モノレールでお越しの方は、改札を出る前に駅員にお声かけください。)

同和問題(部落差別)についてももっと知りたいときは

すべての人間は、
生れながらにして自由であり、
かつ、尊厳と権利とについて
平等である。

人間は、
理性と良心とを授けられており、
互いに同胞の精神をもって
行動しなければならない。

(世界人権宣言第1条)

登録番号(7)84

明るい社会をめざして

同和問題(部落差別)の解決のために

解説編

令和8(2026)年3月 発行

編集・発行 東京都総務局人権部人権施策推進課
〒163-8001
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388)2588

印刷 株式会社白樺写真工芸
〒263-0002
千葉県千葉市稲毛区山王町102-5
電話 043(423)1101



古紙ハルブ配合率70%再生紙を使用



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

